

HIDASHIN DISCLOSURE 2023

飛驒信用組合の現況

[令和4年4月1日～令和5年3月31日]



街のコンシェルジュ



地域とともに
サステナブルな未来を
創造します。



経営理念

1. 地域金融を通じ、地域社会の発展に貢献します。
2. お客様の声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供します。
3. 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、法令遵守態勢の徹底と高い企業倫理の確立に努めます。

当組合の概要 (令和5年3月31日現在)

| | | | |
|-------|----------------|-----------|---------|
| 名 称 | 飛騨信用組合 | 店舗 数 | 16カ店 |
| 略 称 | ひだしん | 他に店舗外 ATM | 21カ店 |
| 本店所在地 | 高山市花岡町1丁目13番地1 | 自己資本額 | 280億円 |
| 設 立 | 昭和29年9月28日 | 組合員数 | 24,502名 |
| 営業区域 | 高山市・飛騨市・白川村 | 預金積金 | 3,038億円 |
| | | 貸出金 | 1,165億円 |

ごあいさつ

平素は、飛騨信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

本年も当組合の経営内容につきましてご理解を深めていただきますよう、ディスクロージャー誌「HIDASHIN DISCLOSURE 2023」を作成しましたのでご高覧いただければ幸いです。

さて、当期のわが国経済を顧みますと、ウクライナ情勢に起因するグローバルなエネルギー・原材料価格の高騰や円安による物価上昇を受け、消費マインドが弱含む場面もみられましたが、ウイズコロナの生活様式が浸透するなかで、供給制約緩和等、経済活動の正常化が進み、サービス関連消費を始め内需を中心を持ち直しの動きとなりました。

一方金融情勢は、米連邦準備理事会(FRB)が高進するインフレ克服に向け、急ピッチで政策金利を引上げるなか、日銀は長期金利の許容変動幅拡大という大規模金融緩和の事実上の縮小を決定しましたが、主要国の金融引締め政策による激しい金利上昇を背景に、米欧銀行の経営破綻や再編等に波及するなど、金融システムへの警戒感が高まりました。

当地区におきましては、コロナ禍のダメージが観光関連事業を中心に色濃く影を落としていましたが、行動制限解除等に伴う観光客

理事長 大原 誠
令和5年7月

飛騨信用組合の現況

- 2 ごあいさつ
- 3 ひだしんと地域社会
- 5 令和4年度 業績のご報告
- 6 ひだしんのあゆみ
- 7 ひだしんトピックス
- 11 地域密着型金融の取り組みについて
- 17 さらなる金融仲介機能の発揮
- 21 店舗のご案内
- 22 コンプライアンス体制について
- 23 リスク管理体制について
- 25 内部統制基本方針
- 26 お客様の情報の管理
- 27 苦情対応・紛争解決措置等の概要について
- 29 信用組合と総代会制度について
- 31 組織図
- 32 報酬体系について
- 33 業務のご案内
- 35 主な手数料のご案内

の入込増加とともにインバウンド需要も回復の兆しを見せるなど、社会・経済がアフターコロナに向けて徐々に動き出しました。当該情況下で各種制度と外部機関を活用しての新規事業創出や事業再構築等、深度ある金融仲介機能発揮と併せて、『さるばばコイン』の行政施策との連携といった地域課題の解決に注力した結果、期末預金3,038億円、期末貸出金1,165億円と業務は順調に推移し、強固な財務基盤による資金運用収益の着実な増加を主因に、当期純利益10億14百万円を計上しました。

新年度の景気動向を眺めますと、ウクライナ問題の長期化等、地政学的リスクが強まるほか、加速する世界的インフレが高止まりの様相を呈しており、金融市场の不確実性の顕在化が懸念される情況にあります。

かような経営環境のなか、当組合は、お客様視点徹底のもとDX推進による金融サービスの利便性向上等、中期経営計画の骨子である持続可能なビジネスモデルを追求する「サステナビリティ経営」に全力を傾注してまいりますので、一層のご理解、ご後援を賜りますようお願い申しあげます。

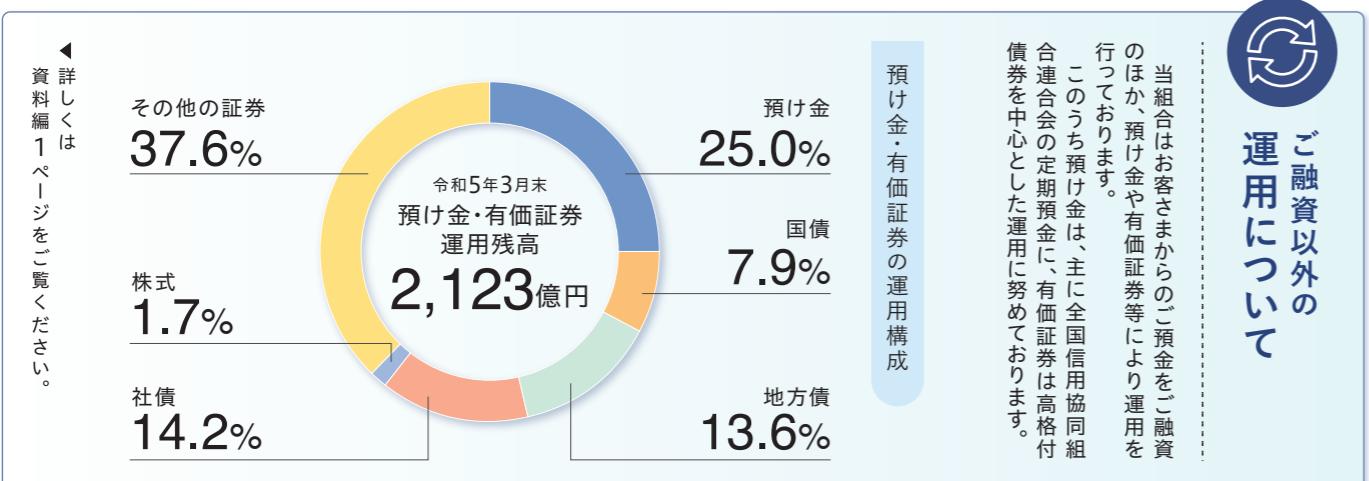
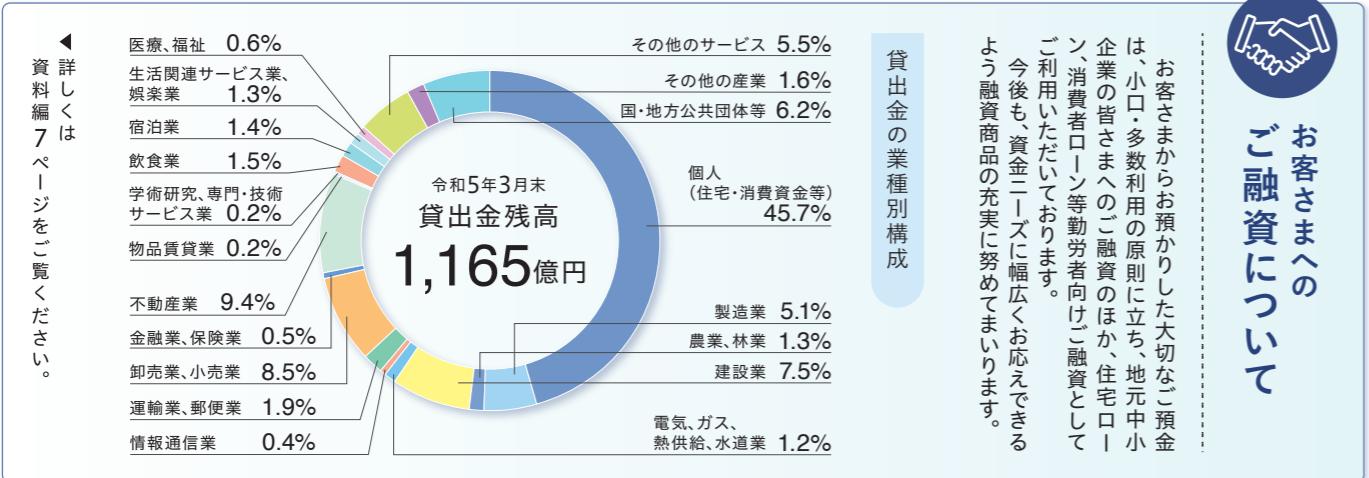
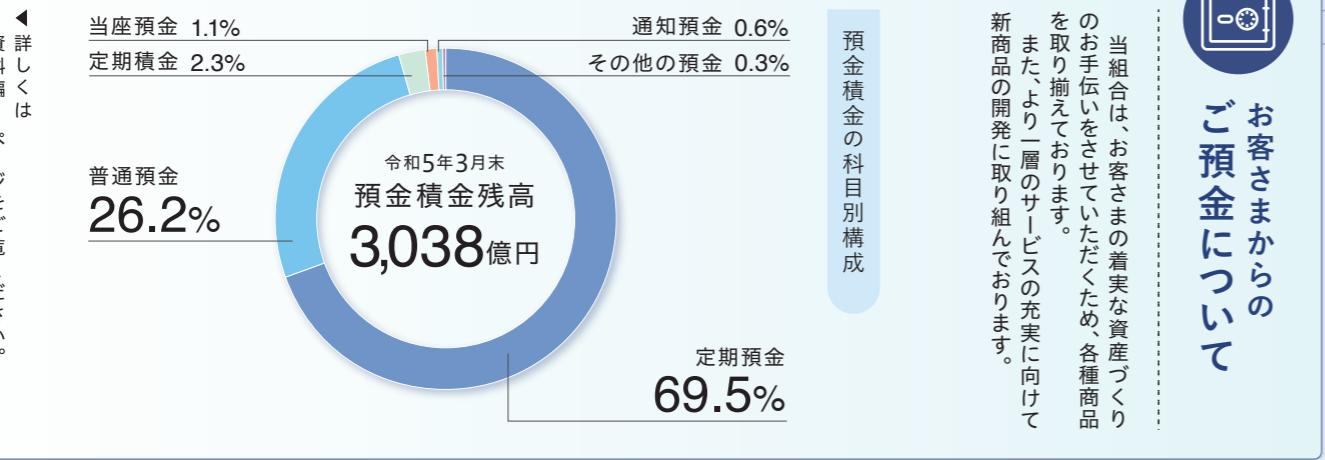
ひだしんと地域社会

HIDASHIN DISCLOSURE 2023

当組合は高山市、飛騨市、白川村を営業区域として金融サービスを提供しており、地域の皆さまからお預けいただいだご預金は、地元企業の事業活動のための資金や当地域にお住まいの方が住宅や自動車をご購入される際の資金などへのご融資としてご利用いただいております。

また、金融機能の提供に留まらず企業経営・人材育成・文化活動・スポーツ活動といった面も視野に入れて広く地域社会の活性化に努めております。

REPORT 2023



令和4年度 業績のご報告

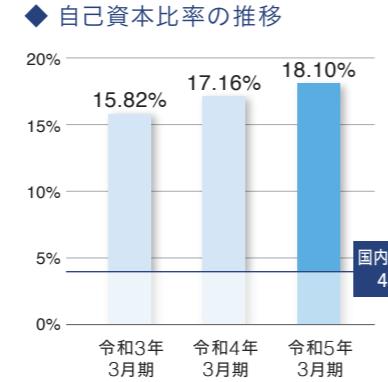
令和4年度業績のご報告／ひだしんのあゆみ



自己資本の推移
当組合は、長年にわたり利益からの蓄積である、特別積立金(無コスト資金)を中心に自己資本の増強に努めてきました結果、令和5年3月末の自己資本は**280億円**と健全な体质を堅持しております。

自己資本比率の推移
自己資本比率は、貸出金や有価証券等の「リスク資産(リスク・アセット等)」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値で、金融機関の健全性・安全性を測る重要な指標です。自己資本比率は、国内基準で4%以上でなければならぬとされていますが、当組合は一貫して自己資本の充実と健全性に努めてきました結果、令和5年3月末の自己資本比率は**18.10%**となり、国内基準の4倍を超える高い水準にあります。

自己資本比率
自己資本比率は、貸出金や有価証券等の「リスク資産(リスク・アセット等)」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値で、金融機関の健全性・安全性を測る重要な指標です。自己資本比率は、国内基準で4%以上でなければならぬとされていますが、当組合は一貫して自己資本の充実と健全性に努めてきました結果、令和5年3月末の自己資本比率は**18.10%**となり、国内基準の4倍を超える高い水準にあります。



収益
深度ある金融仲介機能発揮と「さるばばコイン」の行政施策との連携といった地域の課題解決に注力した経営と、強固な財務基盤による資金運用収益の着実な増加を主因に、経常利益13億84百万円・当期純利益10億14百万円を計上することができました。

貸出金
コロナ禍で影響を受けた中小企業・個人事業主に対する各種制度や外部機関を活用した幅広い支援と併せ、住宅ローン・消費者ローン等の取り深耕と新規開拓に努めたもの、期末残高は、前期比20億円増加(年率4.13%増)し、**1,165億97百万円**となりました。

預金・積金
夏・冬のキャンペーン定期預金・年金及び給与振込口座の獲得を中心とした営業活動を推進しました。期末残高は、前期比120億62百万円増加(年率4.13%増)し、**3,038億71百万円**となりました。



*上記の詳細につきましては、資料編11ページの「自己資本の充実の状況等について」をご覧ください。

ひだしんのあゆみ

昭和29年(1954年)9月
飛驒商工信用組合設立
10月
高山市本町2丁目7番地で営業開始



昭和31年(1956年)5月
本店を本町1丁目2番地へ移転

平成4年(1992年)10月
日銀歳入復代理店・
外国為替業務を開始



平成6年(1994年)10月
創立40周年記念式典挙行

平成12年(2000年)10月
信組共同センターへ加盟

平成16年(2004年)10月
創立50周年記念式典挙行



平成11年(1999年)12月
高山市指定金融機関に指定される

平成19年(2007年)12月
岐阜大学と「産学連携協定」締結

平成20年(2008年)5月
岐阜県子育て支援企業登録制度取り組み開始

平成21年(2009年)10月
飛驒市指定金融機関業務開始

平成22年(2010年)3月
創立55周年記念寄付金贈呈



平成24年(2012年)9月
ひだしんさるばば俱楽部発足

平成25年(2013年)9月
花岡町に本店営業部新築移転



平成26年(2014年)3月
東海財務局より「平成25年度地域密着型金融に関する取り組みにおける顕彰」受賞

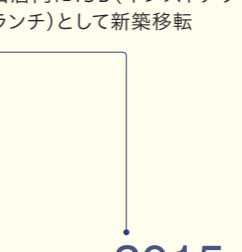
7月
無料相談所「BizCon.HIDA」開設

8月
クラウドファンディング「FAAVO」飛驒・高山運営開始

11月
当組合100%出資子会社 ひだしんイノベーションパートナーズ(株)設立

平成27年(2015年)2月
「飛驒・高山さるばば結ファンド」設立

11月
東山支店を駿河屋エブリ東山店内にISB(インストアプランチ)として新築移転



2015年

平成30年(2018年)2月
ニッキン賞受賞
6月
「飛驒信用組合ペイメントサービス」開始

2020年

令和1年(2019年)6月
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録
10月
第56回全国信用組合大会にて社会貢献表彰を受賞

令和4年(2022年)1月
第7回サステナブルファイナンス大賞にて地域金融賞を受賞
3月
健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)に認定
4月
第9次中期経営計画スタート

2023年

令和4年(2022年)1月
第7回サステナブルファイナンス大賞にて地域金融賞を受賞
3月
健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)に認定
4月
第9次中期経営計画スタート
9月
食とくらしのグリーンライフポイント推進事業「グリーンライフin飛驒」開始

令和5年(2023年)3月
健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)に認定

ひだしんトピックス

ひだしんのこの1年の活動を紹介していきます HIDASHIN Topics

4月

ひだしん

リニューアル
ホームページ

令和4年
4月

6月

ひだしん

中期経営計画策定
&スタート

飛騨高山ブラックブルズ岐阜
文化・スポーツ支援

6年ぶりに当組合ホームページをリニューアルしました。

当組合は創立70周年を迎えます。DXの推進とCSV経営の進化・継続を通じ、地域社会と「ひだりん」のサステナブル（持続可能）な未来を創造します。



特殊詐欺被害防止に向け
「A-I監視カメラ」設置

携帯電話から
ATM操作を指
示し、犯罪口座に
現金を振込させ
る「還付金詐欺」
を含む特殊詐欺
等の防止のため
導入しました。



5月

ひだしん

定期積金「みらい」発売

7月

さるば
コイン

高山市プレミアム
付き商品券コイン
発売



高山市が地域
経済の活性化
を目的とした
施策「第3弾高
山市プレミアム
付き商品券事業」
において「さる
ば「コイン」の商
品券」が採用さ
れました。



講師：
竹内薰 先生
(サイエンス作家)

企業支援
第46回講演会

ひだしん会
第115回講演会



講師：
齋藤孝 先生
(教育学者)

企業支援
第115回講演会



8月

ひだしん

会員登録

グリーンライフ in 飛騨
開催



夏休み特別企画「ミニ四駆体験教室」

令和4年8月20日(土)、高山短期大学の新実習センターにおいて飛騨地域にお住まいの小学生を対象に開催しました。

[主催]学校法人 高山短期大学、飛騨信用組合
[協賛]有限会社アラジン

9月

ひだしん

会員登録



9月
さるば
コイン

高山市・飛騨市へ
寄付を行いました

当地域の経済活性化を目的として、さるば「コイン」チャージ金額の一一定額を飛騨地域内の各自治体等に寄付しています。

令和4年度は、「さるば「コイン」」を利用して様々な連携施策を実施している高山市と飛騨市へ寄付を行いました。



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録



9月

ひだしん

会員登録



8月

ひだしん

会員登録

ひだしんトピックス

ひだしんトピックス



2 BizCon.HIDA(ビズコンヒダ)の開設

| | |
|-----------------|---|
| ① 動機(経緯) | 地域の事業者に対する各種相談対応やコンサルテーションを行う窓口は、商工会議所や商工会等の経済団体及び行政、そして各金融機関と複数存在する状況であり、またそれが対応可能な相談内容に差異があることから、事業者にとっては『どこに相談すればよいか』が分かりづらい状況でした。 |
| ② 概要 | 【提供サービス】 ・売上拡大サポート・経営サポート・起業・創業サポート・情報発信・資金サポート・専門家派遣の実施 |
| ③ 成果 | ・課題の解決(資金調達の達成、売上の増加)による経営改善。 ・補助金を始め各種行政施策の情報獲得。 ・相談窓口の一本化による利便性の向上及び課題解決までの時間短縮。 ・取引先との関係深耕が図れ、また取引先の事業に対する理解が深まりました。 |
| ④ 今後の展望 | 当該取り組みを通じ、コンサルティング機能をさらに強化し、他金融機関との差別化を図るとともに、地域の事業者との関係をより深化させることにより、地域から『選ばれる金融機関』となることを目指しております。 |

■ 理念

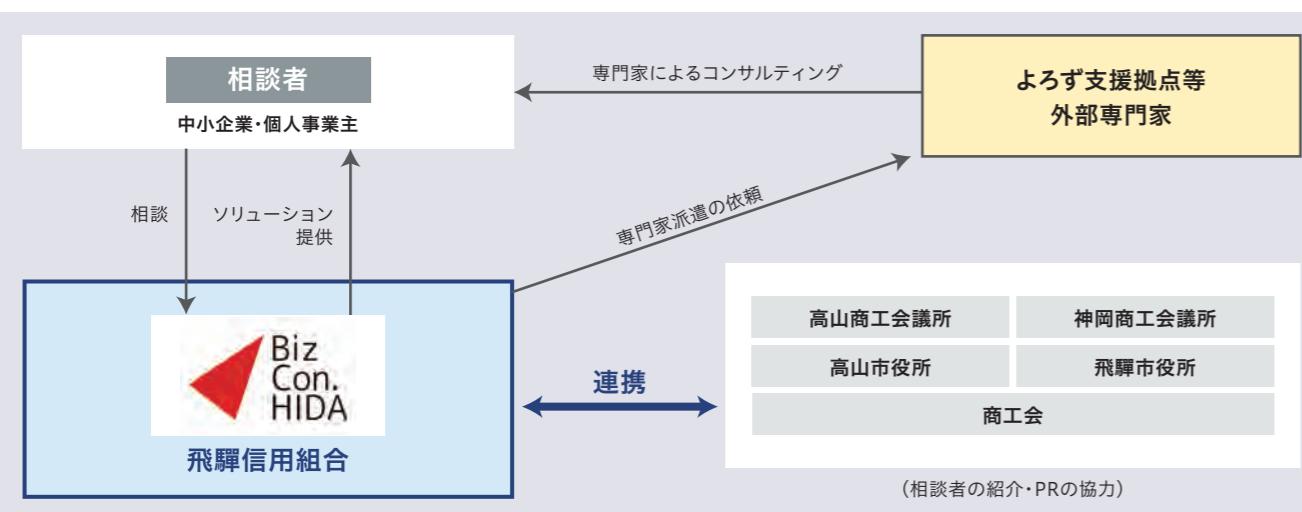
1 BizCon.HIDAのミッション(任務・使命) 社会に対してこうなりたいという目的

地域金融機関としての枠を越えた
事業者支援、起業者支援の役割を果たすこと、
飛騨地域の経済発展に寄与すること。

2 BizCon.HIDAのビジョン(志・方向性) 組織としてこうなりたいという状態

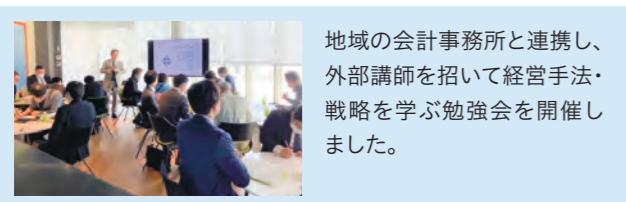
地域の事業者の皆さんにとって
最も身近で頼りになる相談相手となること。
事業者の皆さんにとっての
コンシェルジュ(トータルソリューションリスト)となること。

■ BizCon.HIDAスキーム図



■ 啓発活動

BizCon.HIDAでは事業者支援の一環として様々なセミナーや勉強会を開催しています。外部機関とも連携し、経営手法や人材ニーズなど役立つテーマのセミナーを企画・実施することで、取引先企業の課題解決を支援しています。



地域の会計事務所と連携し、
外部講師を招いて経営手法・
戦略を学ぶ勉強会を開催し
ました。



副業・兼業人材の活用について
理解を深めるため、岐阜県
プロフェッショナル人材戦略
拠点と共にセミナーを開
催しました。

1 クラウドファンディング飛騨・高山の取り組み

| | |
|-----------------|--|
| ① 動機(経緯) | 既存の資金供給メニューではフォローができなかったイベント開催費用、新規事業費用等の受け皿としてお客様の様々なニーズにお応えすることを目的として導入しました。 |
| ② 概要 | 株式会社CAMPFIREおよび株式会社マクアケと業務提携し、飛騨地域に特化した購入型クラウドファンディングのサポート体制を整えています。 |

【クラウドファンディング飛騨・高山の成果】

令和5年3月末までに106プロジェクトのファンディングをサポート。

累計支援額282,462,342円、支援者数22,360人。

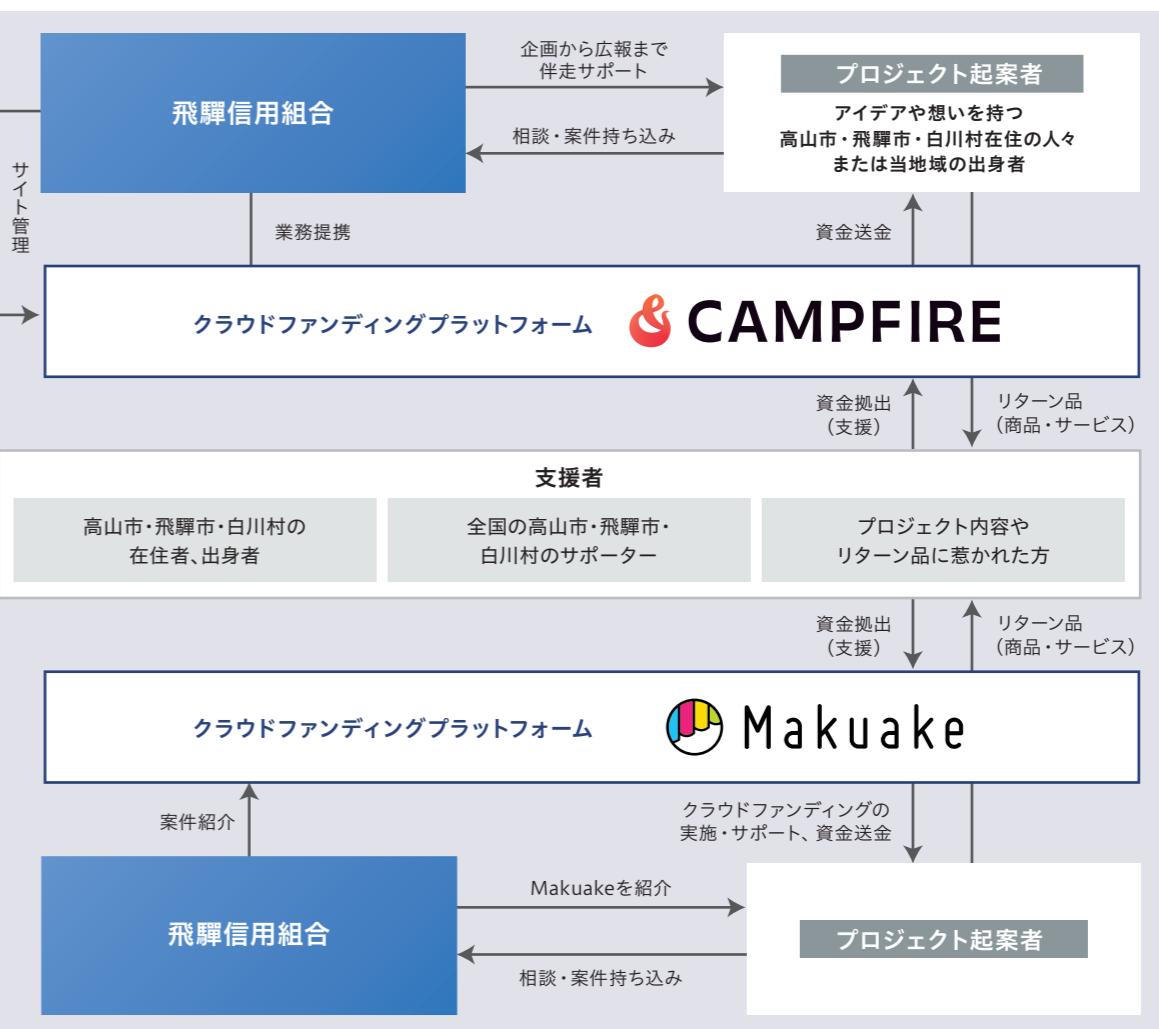
【当組合の成果】

地域法人・個人のプロジェクトを支援することによってお客様との関係性がより強固となり、新規融資、さらばコイン加盟店の登録などの付帯取引増加に繋がっています。

4 今後の展望(課題)

クラウドファンディングの市場が拡大していく中で、お客様が検討される地域資源を活かした新商品・新サービスをより確実に全国へと届けていくために、融資等の金融取引とも連動した総合的な支援を提供いたします。

■ クラウドファンディング飛騨・高山スキーム図



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や思い切った事業展開を躊躇させたり、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在します。

このような課題の解決に向け、経営者保証に依存しない融資慣行を更に加速させるため、令和4年12月に「経営者保証改革プログラム」が策定・公表されました。

当組合ではこれまで「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促進し、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応してまいりましたが、「経営者保証改革プログラム」の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証の必要性を十分に検討し適切に対応する体制を強化しています。お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況の把握に努め、経営者保証を提供いただく場合は、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」に関する当組合の取り組み方針

1 お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の上乗せ、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約、ABLなどの代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
 - ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
 - ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
 - ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている
 - ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある
- 審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等について説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3 お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 214件 | 249件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 27.58% | 31.92% |
| 保証契約を解除した件数 | 28件 | 25件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る) | 0件 | 0件 |

3 「飛騨・高山さるばば結ファンド投資事業有限責任組合」について

当組合は、地域経済の活性化を目的とする「飛騨・高山さるばば結ファンド投資事業有限責任組合」の1号ファンドを平成27年2月1日付で設立、2号ファンドを平成28年6月10日付で組成致しました。

現在は、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、および、ルネッサンスキャピタル株式会社を無限責任組合員として組成した2号ファンドを運営しております。

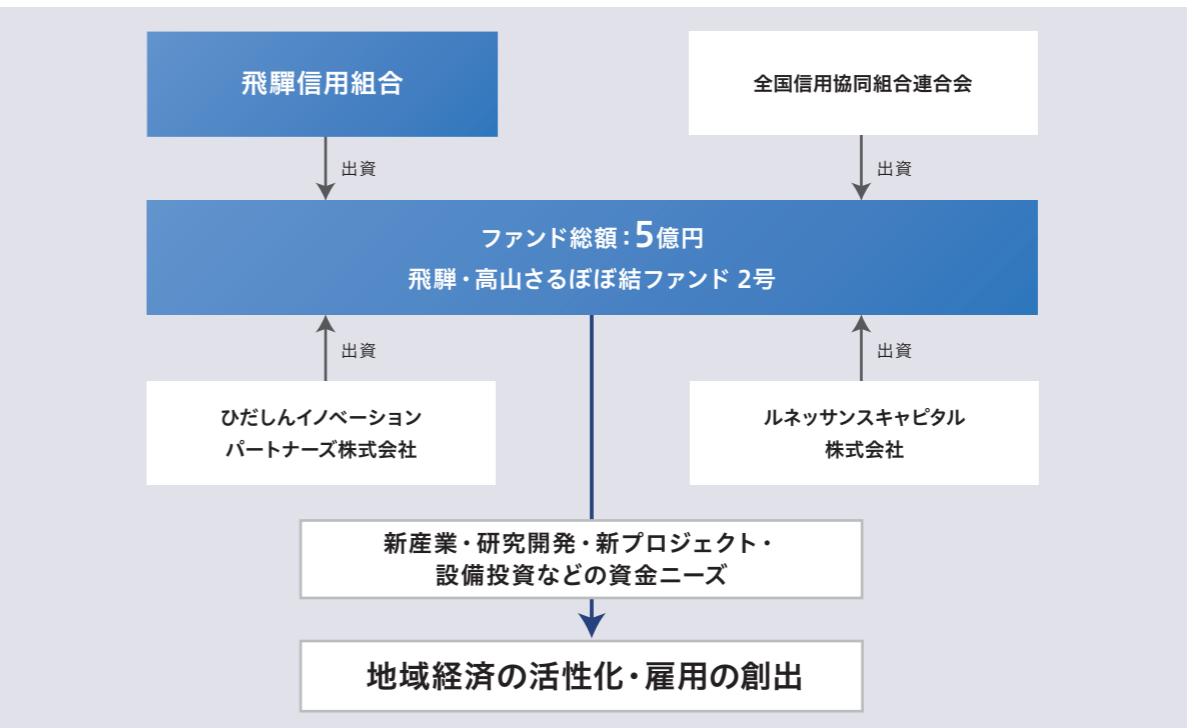
地域経済の活性化においては、『地域の元気』が必要であり、このファンドを通じて資本性資金の提供を行うことで、地域の皆さまの起業や新事業への展開を後押ししたいと考えております。

本ファンドの概要は以下の通りです。

| | |
|--------|---|
| 名称 | 飛騨・高山さるばば結ファンド 2号 投資事業有限責任組合 |
| ファンド金額 | 5億円 |
| 組合員構成 | 飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社 |
| 設立日 | 平成28年6月10日 |
| 業務運営者 | ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社 |

(令和5年3月31日現在)

■ 飛騨・高山さるばば結ファンド2号スキーム図



③ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

「金融仲介機能のベンチマーク」にかかる実績の開示をディスクロージャー誌やHPを通じて行いました。その他、地域密着型金融に関する活動や各種CSRに関する活動を「ふれあい通信」等を通じ地域に情報発信しました。

| 令和4年度 ふれあい通信発行部数 |
|---------------------|
| 12部 |

④ 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

インターンシップを活用した取り組みに積極的に参加するとともに、地域内への就職者増加に向けて企業間での連携を行いました。
また、岐阜県プロフェッショナル人材戦略サテライト拠点としての機能を活かし、人材ニーズの発掘に努め地域企業の中核人材の採用活動を支援しました。

3 令和5年度地域密着型金融の取組方針

① 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

| | |
|---|---|
| 金融仲介機能の発揮 【顧客企業の事業継続および成長のための資金繰り支援】 | 顧客企業に伴走型で寄り添い、企業の事業継続や成長・発展、価値向上のために、適正な資金供給を行います。 顧客企業の資金繰りをきめ細かく把握し、コロナ禍で増大した既往債務の返済に窮している企業の条件変更の相談に、迅速かつ柔軟に対応します。 公的支援施策等の情報を的確に提供し、施策等の有効活用により顧客企業の経営改善を支援します。 |
| 金融仲介機能の強化 | 【日常的な関係強化の姿勢】 顧客企業の経営課題の克服に向けて真摯に取り組むとともに、継続的かつ良好な信頼関係の構築を図ります。 【目利き能力の発揮】 「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、一律的・機械的に経営者保証に頼ることなく、顧客企業の状況に応じてその必要性を十分に検討します。 顧客企業の強みを理解し、新たな事業分野等に取り組む企業を支援します。 【外部専門家・外部機関との連携】 外部専門家・外部機関との連携を強化し、経営課題の解決に最適なソリューションを提供します。 |

② 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

| | |
|--------------------|---|
| 地域経済活性化につながる取り組み | 電子地域通貨「さるばばコイン」の機能強化と活用方法の周知により地域課題を解決するとともに、地域のDX推進をサポートし、地域の持続可能な未来を創造していきます。 クラウドファンディングやビジネスマッチングにより、販路拡大や新分野にチャレンジするお客さまを支援します。 |
| CSR活動等の地域活性化事業への参画 | アフターコロナにおける観光客の買い物需要の高まりに対応するため、地域商店のキャッシュレス決済の導入など地域活性化につながる事業者支援を行います。 地元企業や団体と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者支援につながる地域内イベントや企画を実行します。 |

③ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

| | |
|--------------------|--|
| 地域密着型金融に関する取組情報の発信 | ホームページやディスクロージャー誌を通じ、地域密着型金融の取組実績を積極的に開示します。 「金融仲介機能のベンチマーク」に関する実績を公表します。 |
| 地域活性化につながる情報発信 | 広報誌「ふれあい通信」や電子メール「Synergy!」、Facebook、YouTube「さるばばチャンネル」などのSNSを通じ当組合の地域における取り組みを配信します。 地域メディアやアプリの通知を通じ、お得な金融情報や新商品の情報に加え、中小企業支援策等の情報を積極的に案内します。 |

④ 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

| | |
|-------------|--|
| 都市部の人材の有効活用 | 地域内企業の人材不足解消のため、地域外に進学した学生や就業経験のある地元出身者等の人材の採用を支援します。 都市部の大手企業などで副業・兼業が解禁されていることを踏まえ、専門スキルを有し即戦力となるミドル社員の地域内企業への就業を促進します。 |
|-------------|--|

地域密着型金融について

① 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進は、地域に根ざし、そして地域と共に歩む信用組合のあるべき姿であり、当組合は厳しい経済情勢にあっても、円滑な金融支援をはじめ地域金融機関としての役割を誠実に果たすことが、最大の地域貢献であると考えています。

当組合では、以下の4つの分野を柱とした取組施策を掲げ、地域密着型金融の推進に努めております。

■ 地域密着型金融イメージ



2 令和4年度 地域密着型金融活動実績の概要

① 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

長期化するコロナ禍の影響を受けるお取引先企業の資金確保と事業継続を支援するため、伴走支援型制度をはじめとした新規融資実行により、積極的に資金供給を行いました。また資金繰り安定化のための条件変更の申し出に対して柔軟かつ迅速に対応し、お取引先企業の持続的な事業運営を支援しました。
新分野への展開による事業再構築を図る企業に対しては、補助金の申請支援および経営課題の解決支援等の金融仲介機能を発揮した取り組みを行いました。

② 法人及び個人事業主の融資お取引先数推移



② 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

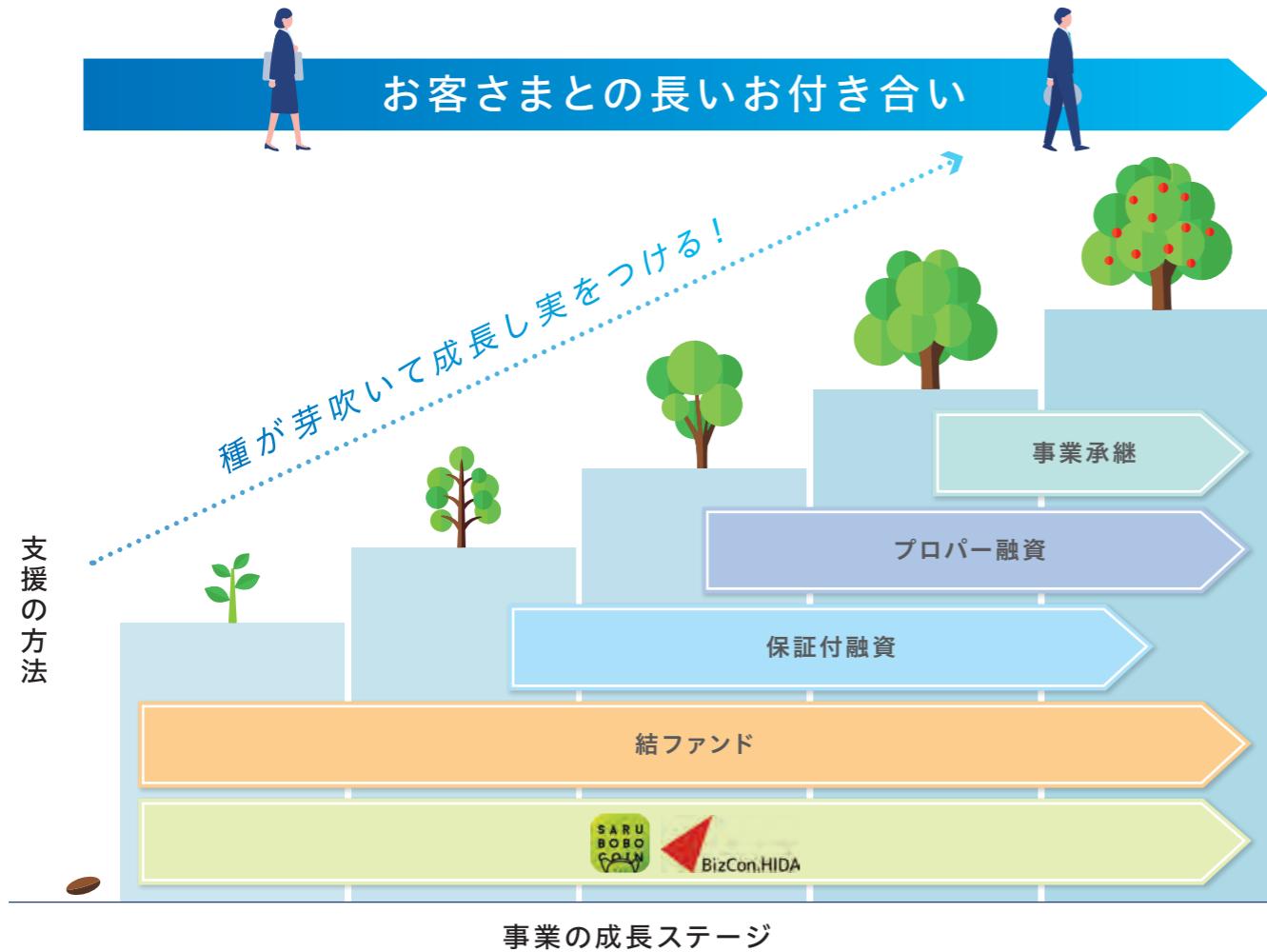
電子地域通貨「さるばばコイン」の機能強化に引き続き努めると同時に、コロナ禍における地域消費を喚起するため、行政機関・観光団体・飲食事業者等と連携し「さるばばコイン」を活用した複数の施策を実施しました。また「さるばばコイン」のプラットフォームを利用した岐阜県の観光事業「ぎふ旅コイン」の延長を受け、地元企業・団体と連携し新型コロナウイルス感染症に対する各種施策に継続して取り組み、地域経済の活性化に貢献しました。これらのコイン機能活用やポイント還元等による支援活動の結果、地域における決済手段としての定着化が一層進んでいます。
その他、クラウドファンディングの取り組みや各種CSR活動への積極的な参画を通じて、地域の活性化に取り組みました。

(令和5年3月31日現在)

| さるばばコインユーザー数 | さるばばコイン加盟店数 | さるばばコイン決済累計金額 | 令和4年度クラウドファンディングサポート |
|--------------|-------------|---------------|----------------------|
| 29,136名 | 1,924店舗 | 約80億円 | 7件(募集金額 約40百万円) |

地域密着型金融と金融仲介機能のベンチマークの活用について

当組合では、金融仲介機能・コンサルティング機能の発揮、地域課題の解決・再生への積極的参画を通じ、地域中小企業の経営支援や地域の活性化に貢献していくことが社会的責任と考えております。さらに、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的自己評価を行うことにより、取引企業先のニーズ・課題を把握し、外部専門機関との連携による実効性の高い経営支援に取り組んでまいります。



お取引事業者に対する経営支援・コンサルティング機能の発揮

(基準日:令和5年3月31日)

ライフステージに応じた取引先企業の支援を行っています。地域の中小企業は、地域社会・地域経済を支える柱として重要な役割を担っています。当組合は、ライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み、地域発展に貢献してまいります。

■ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

| | 全与信先 | 創業期 | 成長期 | 安定期 | 低迷期 | 再生期 |
|----------------|--------|------|-------|------|-----|------|
| ライフステージ別の与信先数 | 1,558社 | 74社 | 681社 | 43社 | 15社 | 100社 |
| ライフステージ別との与信残高 | 594億円 | 22億円 | 243億円 | 37億円 | 5億円 | 45億円 |

▣ 令和3年度と比較しても大幅な変動ではなく、コロナ禍による業績悪化も終息しつつある結果となっています。

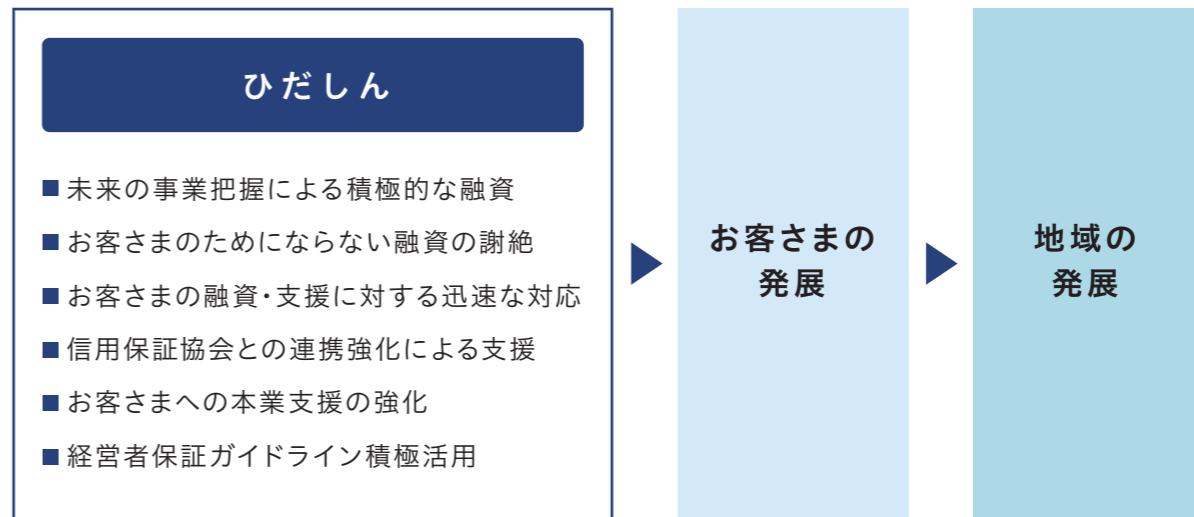
融資方針

■ 基本的な考え方

飛騨地域を取り巻く経済環境については、人口減少、事業先の廃業などを要因としたマーケットの縮小に加え、依然残る新型コロナウイルスによる影響や、ウクライナ問題等を起因とした資源価格の高騰などの問題も生じており、非常に厳しい経営環境が続いている。

そのような中で、地域の発展に貢献していくため、行政、支援機関、各種団体との協力体制の構築を図ると共に、当組合の独自性を更に発揮、進化させ、「その取り組みは地域・お客さまのためになるかどうか」を最大の基本方針とし、様々な事業者支援手法を用いて、地域の発展に貢献していくこととしております。

「お客さまのためになるかどうかが判断基準」



金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関の金融仲介機能(融資業務・コンサルティング業務など)に関して、金融機関の自己点検・評価、お客さまへの自主的開示、監督当局との対話の実施を目的とした、金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク

全金融機関が金融仲介機能の取り組みの進捗状況や課題等を評価するための指標

選択ベンチマーク

各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標

独自ベンチマーク

金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に、金融機関が独自で設定できる指標

■ 金融仲介機能の選択ベンチマーク

| | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先及び無担保融資額の割合 | 地元の中小企業与信先のうち、根抵当権を設定していない与信先割合 | 経営者保証に関するガイドライン活用先数及び全与信先に占める割合 |
| 781先 21.7% | 58.2% | 99先 6.4% |

☑ 担保・保証依存の融資体制からの転換を目的に、「経営者保証ガイドライン」の活用を含め、担保・保証に過度に依存しない事業性評価融資を適切に推進してまいります。

■ 金融仲介機能の選択ベンチマーク

| |
|---------------------|
| 外部専門家を活用して本業支援を行った先 |
| 24先 |

☑ 「中小機構ハンズオン支援」「中小企業119」「よろず支援」を活用した外部専門家派遣による本業支援を積極的に行うとともに、当組合内のコンサルティングチーム「BizCon.HIDA」にて積極的な本業支援を行っています。

■ 金融仲介機能の選択ベンチマーク

| |
|-----------------|
| 運転資金に占める短期資金の割合 |
| 23.5% |

☑ お客様への訪問を通じ、事業サイクル、資金循環を適切に捉え、顧客ニーズに合致した資金提供を行うため、運転資金に対する短期資金融資を積極的に推進しています。

低迷期・再生期

(基準日:令和5年3月31日)

取引先企業と経営上の問題点、課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案、経営改善計画策定を支援しています。また、「岐阜県産業経済振興センター」「岐阜県よろず支援拠点」「岐阜県中小企業活性化協議会」「中小企業119」と連携して、お取引先の経営改善支援に取り組んでいます。

■ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

| 条件変更総数 | 好調先 | 順調先 | 不調先 |
|--|-----|-----|-----|
| 当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 97先 | 0先 | 10先 | 87先 |

☑ 飛騨地域に於いては人口減少と併せ、中小企業者数の減少も課題となっております。その課題解決に向けて外部機関との連携を積極的に活用し、中小企業に対する経営改善支援を積極的に行ってています。又、新型コロナウイルスに係る条件変更等の申出に対しても、柔軟に応じることとしています。

創業期

(基準日:令和5年3月31日)

地域経済の持続的発展に向けた取り組みとして、創業期の企業への円滑な資金供給に加え、事業計画策定支援、クラウドファンディングの活用に取り組んでいます。

■ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

| |
|-------------------------|
| 当組合が関与した創業件数・ 二次創業件数 |
| 46件 |

☑ 岐阜県下でも特に飛騨地域は創業が活発な地域です。新型コロナウイルスの終息に伴い創業件数は増加傾向にあり、当組合は創業に関わる支援を引き続き積極的に行ってまいります。

■ 金融仲介機能の独自ベンチマーク

| | |
|--------------------------|------------------|
| クラウドファンディングの プロジェクト件数 | 補助金相談・ 支援相談先数 |
| 7件 | 28先 |

☑ 創業に係る新たなソリューションとして、CAMPFIREや飛騨高山さるばば結ファンドなどを通じたクラウドファンディング、ファンド事業を展開し、併せて補助金相談、事業計画策定支援などの業務も積極的に推進しています。

成長期・安定期

(基準日:令和5年3月31日)

取引先企業の事業内容を十分に理解し、担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業性評価を重視した融資や、BizCon.HIDAを活用したコンサルティング機能を発揮した企業の経営改善、生産性向上、成長力強化等の支援に取り組んでいます。

■ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

| | | |
|--|------------------------------|----------------------------------|
| 当組合がメインバンク (融資残高1位)である 取引先数・融資残高 | 左記のうち、 経営指標等が改善した 取引先数 | 左記のうち、 経営指標等が改善した 取引先の融資残高 |
| 1,183先 565億円 | 682先 | 272億円 |

☑ 当組合メイン先数は増加傾向にあり、メイン取引先の内経営指標等が改善した取引先はメイン取引先の57%の682先となりました。

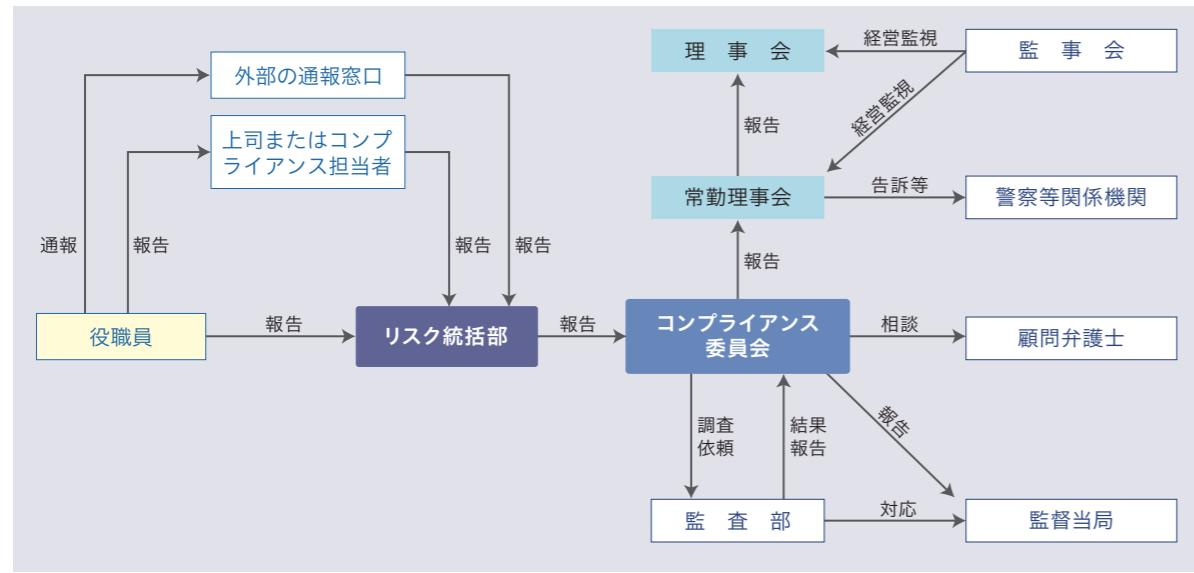
■ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

| | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 当組合が事業性評価に基づく融資を行っている 与信先数及び融資額 | 左記計数の全与信先数及び当該与信先の 融資残高に占める割合 |
| 771先 494億円 | 49.5% 83.2% |

- 5 反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応します。
- 4 経営の透明性を確保します。
- 3 社会・顧客の信頼を得ることに努めます。
- 2 各種法令・規則等を遵守します。
- 1 当組合の社会的使命・公共性を自覚し、業務に努めます。

■ コンプライアンスに対する役職員の行動規範と責任

当組合では、金融機関としての社会的使命のほか、コンプライアンス体制の確立を経営の根幹をなす重要課題として位置づけ、その実効性の確保に努めています。また、中小企業等協同組合法や金融商品取引法をはじめとする関連法令の遵守はもとより、反社会的勢力の排除やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン等対策」）等にも取り組んでいます。特にマネロン等対策については、経営戦略等における重要課題の1つとして位置づけ、中期経営計画に盛り込むと共に、「マネロン等対策に関するガイドライン」に定める「3つの防衛線」の強化を図るべく、役職員に対する定期的な研修の実施や資格取得等を奨励しております。またマネロン等対策プロジェクトチームの統括責任者に担当理事を配置するなど、経営陣の主導的な関与の下、組織横断的な枠組みの構築や戦略的な人材確保・教育・資源配分等を行い、当該対応の高度化等を推進しております。



顧客保護等管理方針

① お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとされる方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、以てお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

② お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

③ お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、以て当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

④ お客さまの情報管理について

- (1)当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2)当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

⑤ 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取り扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

コンプライアンス体制について



リスク管理体制について

リスク管理方針

金融の自由化・高度化が進展する中、金融業務におけるリスクは多様化・複雑化しており、こうしたさまざまなリスクを的確に認識し、適切にコントロールすることが重要になってきています。

当組合では、業務遂行から発生するリスクを総合的に把握、コントロールする観点からリスク統括部を設置し、リスクカタゴリーごとのリスク量計測とモニタリング等、リスクの統合的な管理に取り組んでいます。

具体的には、当組合が保有する自己資本と計測したリスク量とを対比し、経営体力に収まるよう管理するとともに、収益確保に向け、リスクの顕在化を想定した管理に取り組んでいます。

統合管理するリスクは、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーションナル・リスク」とし、リスクカタゴリー別に別途定める資本を配賦し、管理します。

また、その他リスクについては、その顕在化(発生)を最小限にとどめることを目的として適切な管理に努めるとともに、万一の場合に備え「コンティンジェンシープラン(危機管理計画)」を策定しています。

各種リスクと取り組み内容

■信用リスク

信用リスクとは、信用供与先(貸出先、保有有価証券の発行体など)の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスク管理にあたり、信用格付・自己査定・与信ポートフォリオの状況を踏まえて、与信取引に係る信用リスクを把握し、過度な信用リスクの発生や集中の防止に努めています。

また、過度な信用リスクを排除するため、「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」に定められた審査方針に従うとともに、信用リスクの分散を図るため

特定の業種・特定の個別取引先への過度な与信集中の回避に努めています。

■市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、有価証券運用について、「有価証券運用基準」を定め、余資運用の基軸として長期的に安定した収益を確保するため、安全性および流動性並びにバーゼルⅢを十分考慮するとともに、金融商品会計基準による保有有価証券時価の変動が組合の財務内容に与える影響を把握・管理の上、常にポートフォリオの改善に努め、所有期間利回りを重視し、バランスのとれた運用に努めています。

また、余資運用については、「余資運用基準」を定め、資産の流動性および健全性が確保される範囲内で収益性を高め、かつ各種リスクおよびバーゼルⅢに留意し適切な管理に努めています。

なお、外部環境の大幅な変化を想定したストレス・テストを実施するとともに、市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保するため、バック・テストを実施しています。

■流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、適正な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理に努めています。

オペレーションナル・リスク

オペレーションナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。

■事務リスク

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は、事務規程の整備や臨店監査、店内検査などにより、事務リスク発生の未然防止の措置を講じつつ、損失の最小化を図っております。また、事務ミス防止のための機械化や本部集中化などを積極的に進めています。

■人的リスク

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・各種ハラスメント等により、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

■システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が被るリスクをいいます。

当組合は、信組共同センター(SKC)を利用していますが、システムの管理基準を定め、情報の保護・セキュリティの確保・システム管理等に努め、災害発生や万一のコンピューターの障害発生に備え「コンティンジェンシープラン」を定めています。

法務リスクとは、お客さまに対する過失等による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により金融機関が損失・損害を被るリスクをいいます。

風評リスクとは、金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当組合では、風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、「お客様相談室」や各営業店にお寄せいただいたお客さまからの苦情や要望などに対しては、速やかに経営へ報告し、お客さまにご理解いただける対応に努めています。

■有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、金融機関が保有する有形資産が毀損・損害を被るリスクをいいます。

■法務リスク

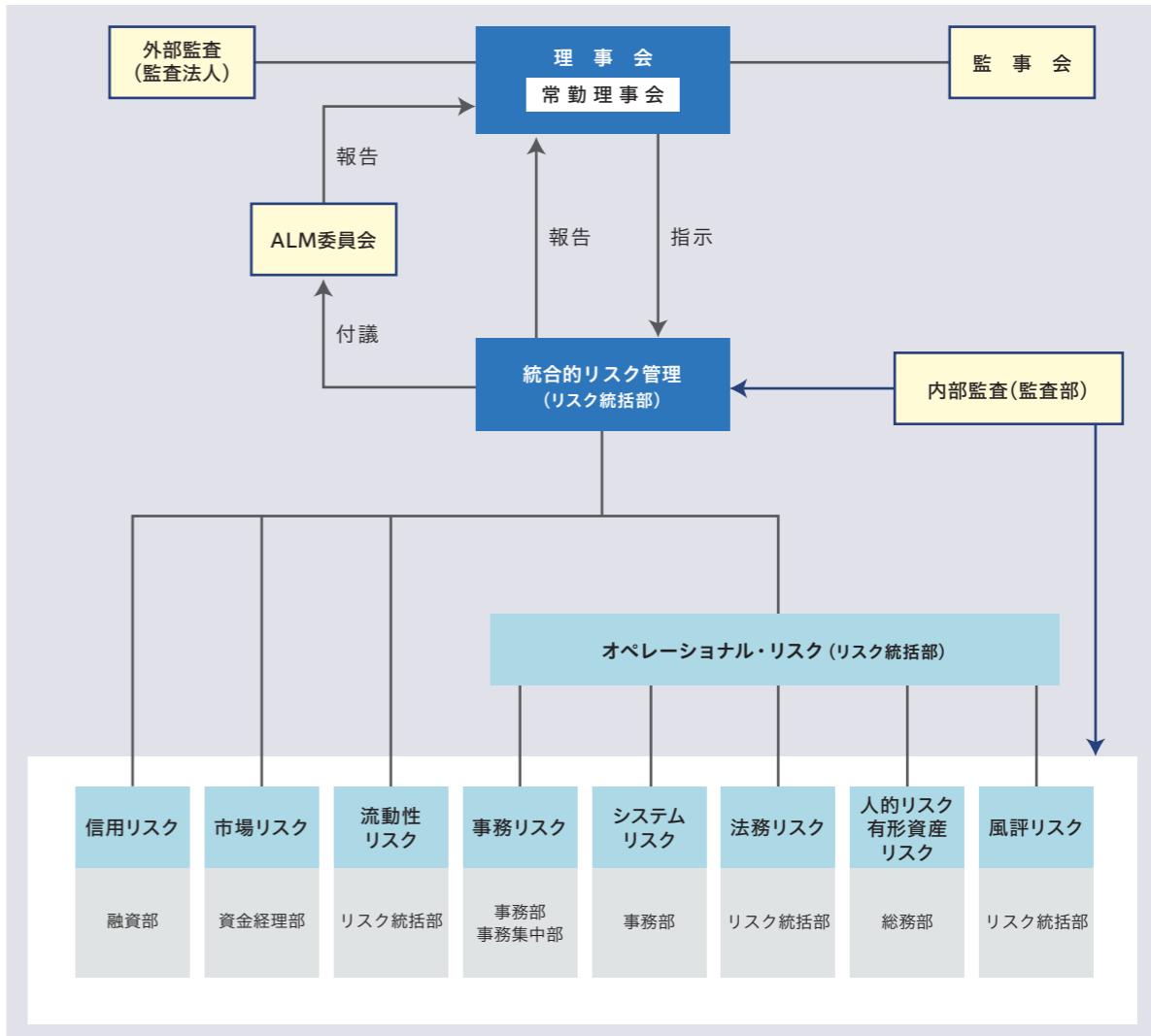
法務リスクとは、お客さまに対する過失等による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により金融機関が損失・損害を被るリスクをいいます。

■風評リスク

風評リスクとは、金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当組合では、風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、「お客様相談室」や各営業店にお寄せいただいたお客さまからの苦情や要望などに対しては、速やかに経営へ報告し、お客さまにご理解いただける対応に努めています。

リスク管理体制図



個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、預金業務、融資業務などの業務^{※1}ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン）に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取り扱いを外部に委託することができます。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを特定の第三者^{※2}と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的の安全管理措置、個人の安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取り扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取り扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。

※1 「預金業務、融資業務などの業務」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/purpose.html>

※2 「特定の第三者」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/sharing.html>

カード（通帳・印鑑）紛失・盗難時の緊急連絡先

カード（通帳・印鑑）紛失・盗難等の被害に遭われた場合、直ちにお取引店または「しづくみATMセンター」までご連絡ください。また、最寄りの警察にも届け出してください。

キャッシュカード犯罪防止対策

●類推されやすい暗証番号の使用防止

生年月日や電話番号など類推されやすい暗証番号を使用されているお客様には、暗証番号の変更をお願いします。ATM操作により暗証番号が自由に変更できます。

●1日当たりのキャッシュカード引き出し限度額の設定

1日当たりの引き出し限度額は、最高200万円ですが、個人のお客さまにつきましては50万円を基本設定額としております。お客様のお申し出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

●高齢者に対するキャッシュカードの引き出し限度額の設定

高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした80歳以上のお客さまを対象とし、1日当たりの引き出し限度額を20万円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

| お客様の情報の管理 | |
|---|--|
| （2）取得、利用、保存、提供、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者、担当者およびその任務等について策定しています。 | |
| （3）個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。 | |
| （4）個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。 | |
| （5）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。 | |
| （6）アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。 | |

7 お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

（1）開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

（2）訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

（3）利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

（4）ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧説のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、（1）、（2）、（3）のご請求に当たっては、個人データの重要な性質を鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8 ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

岐阜県高山市花岡町1丁目13番地
飛騨信用組合理事長 大原 誠

●お客様相談室 フリーダイヤル 0120-36-4501

平日 9:00～17:30
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

| 曜日 | 受付時間 | ご連絡先 |
|--------------------------------|--|---|
| 平 日 | 8:30～17:30 0:00～8:30 17:30～24:00 | お取引店 しんくみATMセンター TEL 047-498-0151 |
| 土・日・祝日 | 0:00～24:00 | |
| ※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P21)をご参照ください。 | | |

お客様の情報の管理

当組合を安心してご利用いただくため、当組合では「お客様の情報の管理」を最も重要な事項の一つとして、取り組みなどにより、個人情報の適切な管理に努めています。

1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果すことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- ② 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「行動綱領」及び「コンプライアンス管理規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。

- ③ 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的な問題への対応はコンプライアンス統括部門であるリスク統括部コンプライアンス課で一元的に所管するとともにコンプライアンス委員会及び各部署にコンプライアンス担当者を配置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。

- ④ 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス課に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

- ⑤ 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 「理事会規程」、「常勤理事会規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- ② 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧ができる。

3 損失の危険（リスク）の管理に関する規程 その他の体制

- ① 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理体制等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- ② リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理はリスク統括部リスク管理課で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに組織・職制規程を制定する。
- ② 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

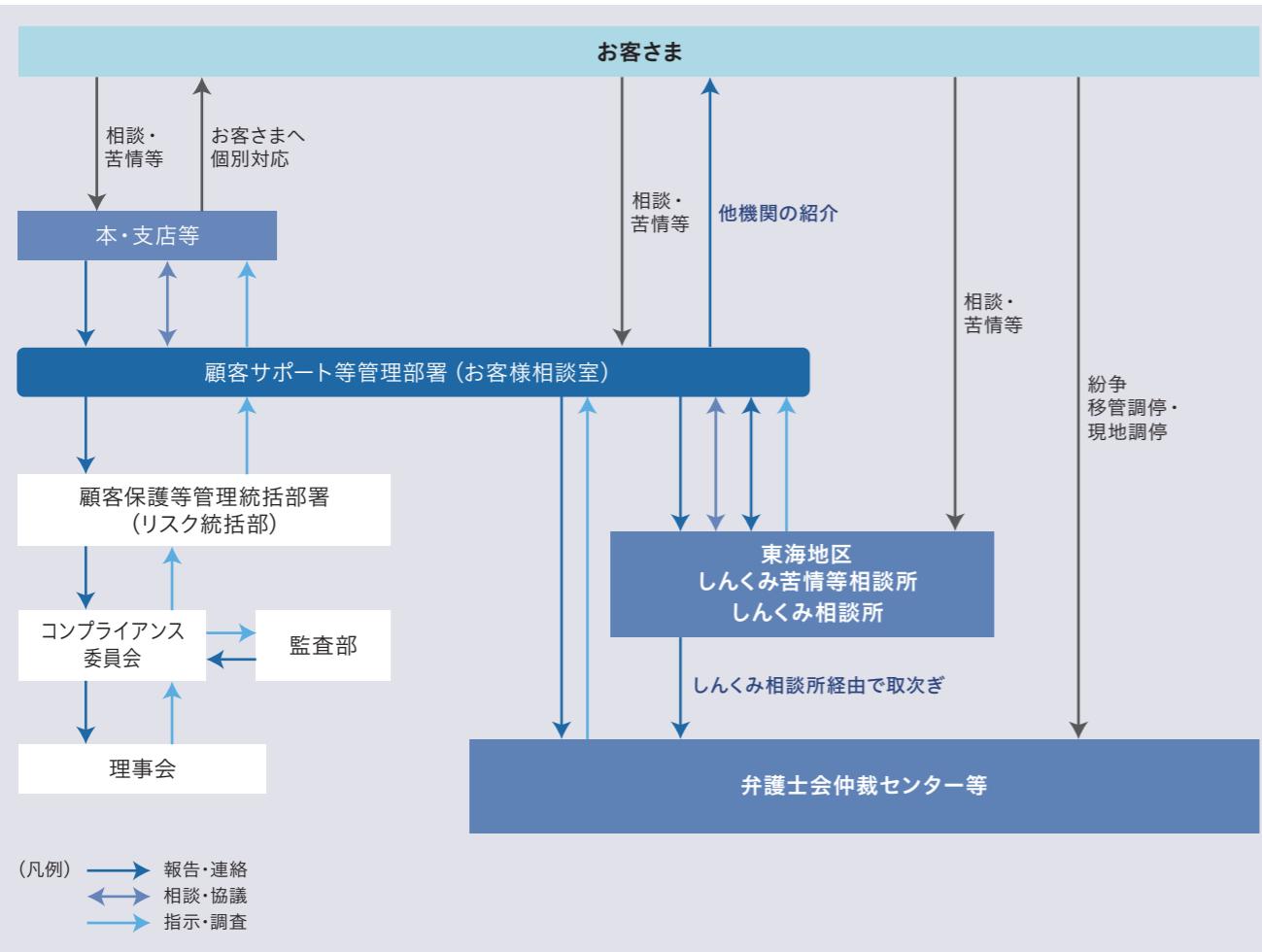
- ① 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ② 監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- ③ 監事が職務を補助すべき使用者を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用者等に關しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に關して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- ④ 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a. 理事会等で決議された事項
 - b. 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f. その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに關する事項を発見した場合、監事に直接報告できる。
- ⑤ 監事は常に理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

当組合では、お客様により一層の満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等*を承りますので、お気軽にお申し出ください。
*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

当組合は、以下のとおり、内部管理体制、管理方法等を整備してお客様からの苦情、ご要望、ご相談等への適切な対応に取り組んでいます。

- ① お客様からの苦情等については、本支店またはお客様相談室で承ります。
- ② お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- ③ 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- ④ お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
- ⑤ 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
- ⑥ 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、リスク統括部が一元的に管理します。
- ⑦ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- ⑧ 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- ⑨ 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

苦情等受付・対応体制（令和5年4月1日現在）



当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「ひだしんお客様相談室」にお願いいたします。

| | |
|----------------|---|
| ひだしん お客様相談室 | 住所：岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1 フリーダイヤル：0120-36-4501 受付時間：9:00～17:30（土日・祝日および金融機関の休日を除く） なお苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp |
|----------------|---|

苦情等のお申し出は当組合のほか、東海地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

| | | |
|------|---|------------------------------------|
| 名称 | 東海地区しんくみ苦情等相談所 ((社)東海信用組合協会) | しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会） |
| 住所 | 〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 3-21 | 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 |
| 電話番号 | 052-451-2110 | 03-3567-2456 |
| 受付日時 | 月～金（祝日及び12月29日～1月3日を除く） 9:00～12:00 13:00～16:30 | 月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9:00～17:00 |

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

下表に記載の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、岐阜県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して、解決に当たる。例えば、お客様は、長野県弁護士会（や福井県弁護士会）の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話を聞くことにより、手続を進めることができます。

*移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

| 名称 | 東京弁護士会紛争解決センター | 第一東京弁護士会仲裁センター | 第二東京弁護士会仲裁センター | 愛知県弁護士会紛争解決センター | 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター |
|------|--|---|--|------------------------------|--------------------------------|
| 住所 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 | 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2 | 〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10 |
| 電話番号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 | 052-203-1777 | 0564-54-9449 |
| 受付日時 | 月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～15:00 | 月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00 13:00～16:00 | 月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～17:00 | 月～金（あせん、仲裁期日） 10:00～16:00 | 月～金（あせん、仲裁期日） 10:00～16:00 |

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

| | | | |
|------|----------------------------|--|----------------------------|
| 名称 | (一社)生命保険協会生命保険相談所 | | (一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター |
| 住所 | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 | | 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 |
| 電話番号 | 03-3286-2648 | | 0570-022808 |
| 受付日時 | 月～金（除 祝日、年末年始） 9:00～17:00 | | 月～金（除 祝日、年末年始） 9:15～17:00 |

3 総代会の決議事項等

令和5年6月19日開催の第69期通常総代会におきましては、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

報告事項 第69期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件

| | | |
|------|-------|----------------------|
| 決議事項 | 第1号議案 | 第69期剰余金処分案承認の件 |
| | 第2号議案 | 第69期役員賞与支給の件 |
| | 第3号議案 | 第70期事業計画および収支予算案承認の件 |
| | 第4号議案 | 理事の任期満了に伴う選挙の件 |
| | 第5号議案 | 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件 |

4 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和5年7月1日現在)

| 選挙区 | 総代氏名 | | | | | (敬称略) |
|-------|--|---|---|---|---|-------|
| 高山地区 | 荒井 祐介① 岩本 正樹② 小笠原 順彌⑩ 柿下 孝⑧ 黒川 宣彦⑨ 小邑 敬① 佐藤 祐介① 清水 篤① 鈴木 敏文⑤ 田中 良平⑩ 塚畑 伸一⑨ 中坪 政夫⑨ 西野 徹③ 萩ノ脇 義高⑧ 平野 和夫② 洞口 修一② 前田 一郎⑩ 三輪 義弘⑤ 山腰 哲也① | 池田 三太郎⑥ 井保呂 達行⑥ 小鳥 直彦③ 北村 剛治④ 桑ヶ谷 耕一⑩ 堺 和信③ 島 良明① 清水 幸平③ 瀬木 孫八郎⑨ 田中 知久⑤ 都竹 瞳夫⑤ 中村 幸博④ 新田 敬義⑩ 兀尾 仁① 古川 文夫⑩ 洞口 忠夫⑩ 鞠子 浩之① 村尾 葉子① 山下 恭廣⑥ | 伊藤 正隆② 岩田 勇治④ 折付 德美⑩ 北村 哲雄④ 劍田 廣喜② 坂之上 健一⑥ 嶋田 稔彦⑥ 下島 恭平② 田川 耕一⑤ 谷口 欣也② 寺地 亮平② 長瀬 栄二郎③ 野口 忠彦⑩ 林 誠④ 古橋 直彦③ 堀尾 雅紀③ 三枝 隆則① 本林 正樹④ 横田 守⑩ | 井ノ下 雄志① 大下 正幸⑤ 加賀江 敏光⑨ 木村 哲也⑤ 小瀬 勇⑩ 坂本 宣正① 島ノ上 静夫⑥ 下畠 了三③ 田口 靖剛⑤ 谷腰 康夫⑩ 直井 憲治⑩ 成瀬 正⑨ 野戸 修⑤ 番場 清徳① 洞口 茂③ 前川 圭三⑨ 南 和巳⑦ 山越 辰雄⑩ 吉野 穎② | | |
| 大野地区 | 永井 善久⑩ 水口 斎⑤ 松葉 悟② | 長瀬 雅彦③ 中萩 久夫③ 遠山 はやと② | 森前 俊夫⑥ 中西 伸一③ | | 新井 信秀⑨ 稻子 盛雄⑤ | |
| 南吉城地区 | 池田 昭二⑥ 柏木 博行② 齋藤 茂秀⑧ 田口 義彦⑩ 田中 元⑤ 吉井 英吉⑧ 船坂 康浩② | 上野 芳広⑥ 北平 明⑨ 齋藤 繁① 田近 豊一⑤ 谷口 利彦⑩ 加藤 叶⑩ 清水 昭南⑩ | 牛丸 理④ 北村 伊佐雄① 坂上 弘幸② 田近 正英③ 谷邊 芳弘⑨ 川端 弘則⑦ | | 小田 澄夫④ 倉家 孝雄④ 杉浦 仁司① 田中 要④ 宮腰 清宏⑥ 大門 久徳① | |
| 北吉城地区 | 大坪 和己① 高田 豊彦⑧ 山崎 教安④ | 奥野 拓郎⑧ 田嶋 亨① 岡田 裕之⑥ | 河上 玲⑧ 橋本 克幸⑨ 上北 一久① | | 澤田 忠久⑩ 山口 正一⑨ | |

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。(注2)就任回数が10回以上となる場合は⑩で表示しております。

5 総代の属性別構成比

| | | | | |
|-----|------------------------|-------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 職業別 | 個人 2.38% | 個人事業主 3.97% | 法人役員 93.65% | |
| 年代別 | 50代以下 14.29% | 60代 36.51% | 70代 35.71% | 80代以上 13.49% |
| | 建設業 26.19% | 卸売・小売業 26.19% | 製造業 16.67% | 不動産業 5.56% |
| 業種別 | 農業 2.38% | 電気・ガス・熱供給・水道業 3.97% | 運輸業 2.38% | 各種サービス業 14.28% |
| | 個人 2.38% | | | |

1 総代会制度

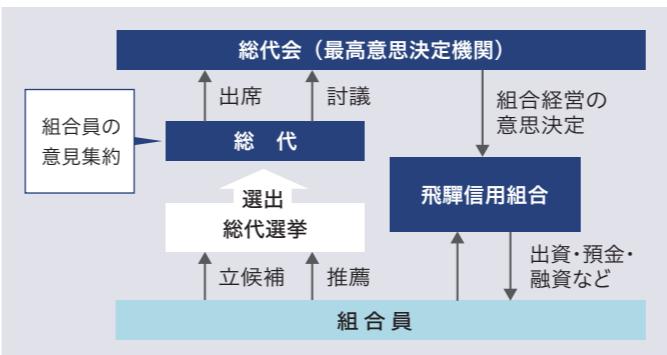
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員24,502名（令和5年3月末）と大変多く、総会の開催が事実上不可能なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



2 総代の任期・定数および選出方法

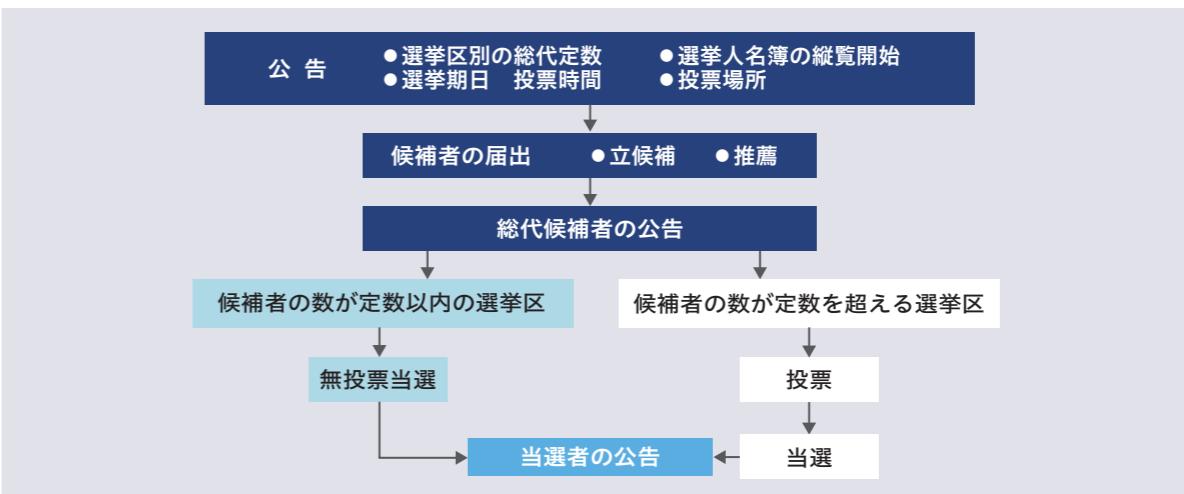
(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は100名以上140名以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められております。なお、令和5年7月1日現在の総代数は123名です。

(2) 総代の選出方法

- ・総代は組合員であることが前提条件であり、各地区毎に立候補した方もしくは地区内の組合員20名以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。
なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

■ 総代選挙までの手続き



1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)役員に対する報酬

| (単位:百万円) | | |
|----------|-----------|----------------|
| 区分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
| 理事 | 74 | 88 |
| 監事 | 13 | 18 |
| 合計 | 87 | 106 |

注1.左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
注2.支払人数は、理事9名、監事は4名です。
注3.左記には使用人兼務理事の報酬は含まれておりません。
注4.使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、37百万円です。
注5.左記以外に支払った役員退職慰労金は監事178千円です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

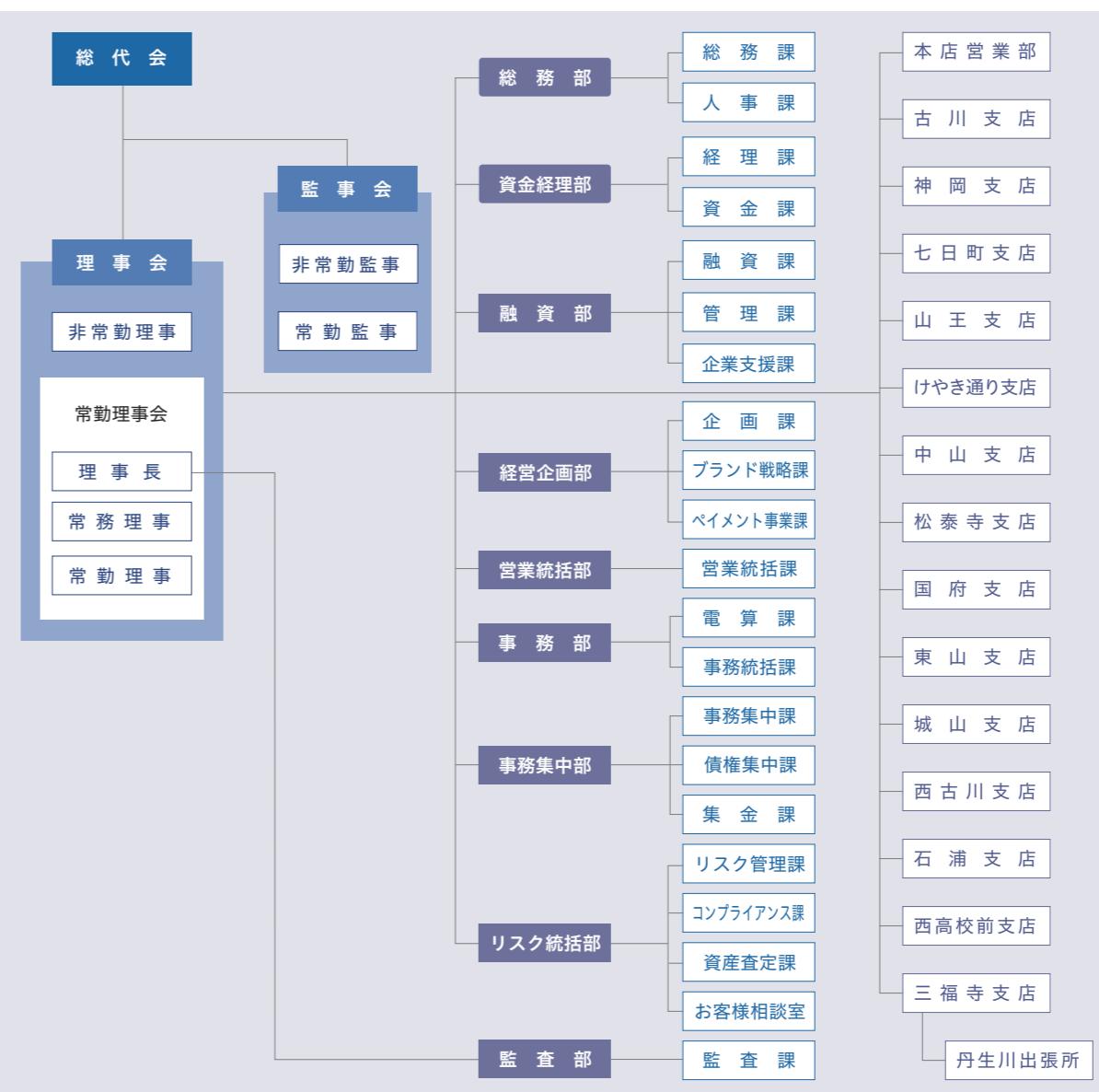
注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2、「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額しております。

注3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



報酬体系について



役員一覧 (令和5年6月19日現在)

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|
| 理事長 | 大原 誠 | 常勤理事 | 和田 靖史 | 非常勤理事 | 米澤 久二 | 非常勤理事 | 前田 克郎 |
| 常務理事 | 小邑 昇 | 常勤理事 | 大坪 岳洋 | 非常勤理事 | 名上 泰幸 | 常勤監事 | 中井 昌宏 |
| 常務理事 | 清水 和也 | 常勤理事 | 光賀 均 | 非常勤理事 | 蓑谷 雅彦 | 非常勤監事 | 白川 勝規 |
| 常勤理事 | 河瀬 善博 | 非常勤理事 | 堀 泰則 | 非常勤理事 | 出井 浩樹 | 非常勤監事 (員外) | 櫻枝 淳 |

当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称 EY新日本有限責任監査法人 (令和5年6月19日現在)

■ 業務のご案内

業務の
ご案内

融資業務

| 種類 | 内容と特色 | ご融資金額 | ご融資期間 |
|-------------------------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 住宅ローン (固定金利選択型) (変動金利型) | 住宅新築のほか、増改築・中古住宅購入・建売住宅購入・住宅用土地購入および住宅ローンの借換等にご利用いただけます。 | 最高1億円 | 最長35年 |
| 生活応援 リフォームローン | 住宅のリフォームにご利用いただけます。 | 最高1,000万円 | 最長15年 |
| 生活応援 マイカーローン | 自家用車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。 | 最高1,000万円 | 最長10年 |
| ロードサービス付 マイカーローン | 自家用車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。ロードサービスが付帯されます。 | 最高1,000万円 | 最長10年 |
| 生活応援 奨学ローン | 入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用いただけます。 | 最高1,000万円 | 最長15年 |
| 教育ローン | 幼稚園、小、中、高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院の入学金・授業料等の教育資金にご利用いただけます。 | 最高500万円 | 最長16年10ヵ月 |
| チャンス (極度型教育ローン) | 入学金や授業料のお支払等、お子さまの教育資金のサポートをいたします。在学期間中必要な時に必要な分だけお借入いただけます。 | 最高500万円 | 就学者の在学期間+9ヵ月以内 |
| 生活応援 多目的ローン | 生活に関わる様々な目的にご利用いただけます。 | 最高1,000万円 | 最長10年 |
| フリーローン「チョイス」 スピードローン | 目的を限定せずにご利用いただけます。 WEB完結型の場合、お申込みから融資実行までご来店不要です。 | 最高500万円 | 最長10年 |
| おまとめローン500 | 目的を限定せずにご利用いただけます。 | | |
| さるばば コーポレートローン | 当組合と職域優遇等に関する協定を締結した職域提携企業に勤める方が対象です。目的を限定せずにご利用いただけます。 | 最高500万円 | 最長10年 |
| Saru-bobo | 特定不妊治療に係る諸費用にご利用いただけます。 (借入日から3年間のお利息は、高山市が全額補助します。) | 1回あたり50万円 (200万円が限度) | 最長7年 |
| リバースモーゲージ ローン | 豊かな老後生活のため、資産を有効活用できます。 終身まで、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 | 最高3,000万円 (不動産担保要) | 終身まで |
| シルバーローン | シニアライフの充実をお手伝いいたします。 | 最高100万円 | 最長5年 |
| カードローン | 普通預金(総合口座)にセットし、 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 | 最高100万円で 4コースから選択 | |
| レディスカードローン | 女性専用のカードローンで、普通預金(総合口座)にセットし、 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 | 最高50万円で 2コースから選択 | 契約期間3年 (自動更新) |
| カードローンワイド | カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 毎月一定額の返済が必要となります。 | 最高200万円で 4コースから選択 | |
| アラカルト | カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 毎月ご利用残高に応じて一定額の返済が必要となります。 | 最高500万円で 9コースから選択 | 契約期間1年 (自動更新) |
| 教育カードローン 「YELL」 | 専用カードでお引き出しができ、契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 入学金や授業料のお支払等、お子さまの教育資金にご利用ください。 | 最高500万円で 9コースから選択 | 就学者の在学期間+2ヵ月以内 |
| 割引手形 | 商業手形の迅速な資金化をご利用いただけます。 | — | — |
| 手形貸付 | 仕入資金・買掛金決済等、短期運転資金にご利用いただけます。 | — | — |
| 証書貸付 | 長期の設備資金または運転資金にご利用いただけます。 | — | — |
| 法人向けビジネスローン 「バックアップ」 | 法人専用の株式会社クレディセゾンの保証付きローンです。 運転資金・設備資金および借替資金にご利用いただけます。 | 最高500万円 | 最長10年 |
| アグリサポートローン | 株式会社日本政策金融公庫の信用補完スキームを利用した商品です。 農業経営に必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。 | 最高6,250万円 | 運転資金 最長7年 設備資金 最長10年 |
| 当座貸越 | ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 | — | — |
| ビジネスカードローン | 岐阜県信用保証協会の保証付きカードローンです。 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 | 最高2,000万円 | 2年 |
| 中小企業会計 活用ローン | 「中小企業の会計に関する基本要領」を適用し、適切な財務情報の開示に取り組む中小企業の皆さまを応援します。 | 当座貸越 | 最高1億円 1年(原則自動更新) |
| 主な代理貸付業務 | 全国信用協同組合連合会・㈱商工組合中央金庫・㈱日本政策金融公庫・(独)福祉医療機構・(独)中小企業基盤整備機構・(独)住宅金融支援機構・年金積立金管理運用(独) | | |

■ 業務のご案内

為替業務・その他業務

| 種類 | 内容と特色 |
|--------------------------------------|--|
| 内国為替業務 | 送金為替、振込および代金取扱を行っております。 |
| 外国為替業務 | 全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外國為替に関する各種業務を行っております。 |
| 証券業務 | 投資信託・個人向け国債・新窓券国債の窓口販売を行っております。 |
| 保険業務 | 医療保険・火災保険等、各種保険商品を取り扱っております。 |
| 商品有価証券売買業務 | 国債等公共債の売買業務を行っております。 |
| 有価証券投資業務 | 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。 |
| 信託契約代理業 | しんくみ相続信託を取り扱っております。 |
| 夜間金庫 | 当組合の営業時間終了後でも、お客様の売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。 |
| 貸金庫 | 預金証書・株券・権利証・貴金属などを金庫で安全に保管し、盗難・火災など不慮の事故からお守りいたします。 |
| デビットカードサービス | 当組合のキャッシュカードで、ジェイデビッド加盟店でのお買物代金を、お客様の預金口座から決済します。 |
| インターネットバンキング | パソコン・スマートフォンを利用して、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。 |
| 株式・出資金の払込 | 株式会社等の設立、増資の場合の株式払込・出資払込を取り扱っております。 |
| ひだしんでんさいサービス | 法人インターネットバンキングを通じて「でんさい」をご利用できるサービスです。 |
| さるばばコインサービス | 専用アプリにて二次元コードを用いた電子決済をご利用できるサービスです。 |
| 飛驒信用組合ペイメントサービス | クレジットカード・電子マネー等の決済手段(端末)を提供するサービスです。 |
| 社債受託及び登録業務・金融先物取引等の受託等業務は取り扱っておりません。 | |

預金業務

| 種類 | 内容と特色 | お預入期間 | お預入金額 |
|-------------------------|--|--------------------|-----------------------------|
| 総合口座 | 1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・殖やす・支払う・借りる・受取る」の5つの機能を備えています。給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払のほか、キャッシュカードもご利用いただけます。 | | |
| 普通預金 | 自由に出し入れができる、給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、各種口座振替をご利用いただけます。 | | |
| 無通帳普通預金 「Web pass」 | 無通帳かつインターネットバンキングをセットした「普通預金」と同じ機能を備えています。専用カードを発行します。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 流動性預金 | 「総合口座」「普通預金」と同じ機能を持ち、お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されています。 | | |
| 決済用普通預金 | 会社や、商店の資金決済に、手形・小切手をご利用いただくことにより、現金を扱う危険や手間が省ける機能的な預金です。ご希望により、手形・小切手に署名印字を致します。(署名印字は手数料が必要です。) | | |
| 当座預金 | まとまった資金を短期間運用するのに適しています。 払出しは払出日の2日前までにご連絡ください。 | 7日間以上 | 1,000円以上 |
| 通知預金 | 納税に備えるため、資金を計画的にご準備いただく預金で、お利息は非課税となっています。 | 入金は自由 出金は納税時 | 1円以上 |
| 納税準備預金 | 預金者(贈与を受けられた方)の教育資金の贈与にかかる非課税措置を目的としてご利用いただけます。 | 預金者が3歳になられるまで | 受贈者 お1人さまにつき 1,500円まで |
| 教育資金一括贈与専用口座 「孫への想い」 | 1年複利の個人専用の預金で、1年経過後は1ヵ月以上前のご連絡で、ご預金の全額または一部のお引き出しができます。 | 据置期間1年 最長預入期間3年 | 1円以上 300万円未満 |
| 定期預金 | 1千万円未満の余裕資金の運用に適した預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能です。 | 1ヵ月以上5年内 | 100円以上 |
| 期日指定定期預金 | 1千万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。市場金利の動向を基準に金利が決定され、満期日は、ご都合に合わせて自由に設定できます。 | 1ヵ月以上5年内 | 1,000万円以上 |
| スーパー定期 | 市場金利の動向にあわせ、6ヵ月毎に金利が見直しされる預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能です。 | 2年以上3年内 | 1円以上 |
| 大口定期預金 | 1年複利の個人専用の預金で、1年経過後は1ヵ月以上前のご連絡で、ご預金の全額または一部のお引き出しができます。 | 2年以上3年内 | 1円以上 |
| 変動金利定期預金 | 1年複利の個人専用の預金で、1年経過後は1ヵ月以上前のご連絡で、ご預金の全額または一部のお引き出しができます。 | 2年以上3年内 | 1円以上 |
| 年金定期預金 | 当組合で年金をお受取りの方がご利用いただけます。(優遇金利) | 1年・2年 | 各100万円以内 |
| セカンドライフ 定期預金 | 退職金専用の定期預金としてご利用いただけます。(優遇金利) | 3ヵ月 | 100万円以上 退職金受給額を上限 |
| 相続定期預金 メモリアル定期「感謝」 | 相続により取得された資金のお預入れ定期預金としてご利用いただけます。(優遇金利) | 1年・2年・3年・5年 | 相続により取得された金額の範囲内 |
| 一般財形預金 | 勤務先の財形制度を利用して、給与・賞与からの天引預金です。貯蓄目的は自由です。 | 3年以上 | |
| 財形住宅預金 | 住宅の取得や増改築のために積み立てる預金で、財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税です。 | 5年以上 | 1,000円以上 |
| 財形年金預金 | 老後資金を積み立てる預金で、財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税です。 | | |
| スーパー積金 | 目標額に向けて毎月一定額を積み立てていただけるので、計画的に資金作りができます。掛け金はご指定の口座から自動振替もできます。 | 6ヵ月以上5年内 | 1,000円以上 |
| 定期積金 | 組合員様専用の優遇金利でお預入れいただけます。 ご契約期間によって金利が変わります。 | 1年以上7年内 | 10,000円以上 |
| さるばば俱楽部 定期積金 | 15歳以下の方で保護者が当組合で児童手当を受給中または受給予定の方がご利用頂ける定期積金です。(優遇金利) | 2年以上7年内 | 5,000円以上 90,000円以下 |
| みらい | | | |

そのほか、各種商品・サービスを取り扱っております。詳しくは、ひだしんの最寄りの店舗へご相談ください。

■ 主な手数料のご案内

1. 本表の手数料は令和5年7月1日現在です。 2. 各手数料等は税込価格の表示(総額表示)としております。

1 振込手数料

| 振込手数料 | | 他金融機関宛 | 当組合宛 | |
|-----------------------------|--------------------|----------------|--------------|--------------------|
| | | 電信 | 同一店内 | 本支店 |
| 窓口 | 組合員の方 | 3万円以上 3万円未満 | 770円 550円 | 無料 |
| | 組合員以外の方 | 3万円以上 3万円未満 | 880円 660円 | 無料 220円 |
| | 文書扱い ^{※1} | 3万円以上 3万円未満 | 660円 440円 | — |
| ATM | | 3万円以上 3万円未満 | 660円 440円 | 無料 無料 |
| | 定額自動送金 | 組合員の方 | 770円 550円 | 無料 |
| | | 組合員以外の方 | 770円 550円 | 無料 220円 110円 |
| インターネットバンキング ファーム・キャッシング | | 3万円以上 3万円未満 | 330円 220円 | 無料 無料 |

※1 文書扱いは、付帯物件が付されている場合に限ります。

(注)組合員の方でも出資配当金の入金口座取引店以外で受付またはサービスを利用されますと、組合員の判断ができない場合がございますので、窓口へお申し出ください。

2 その他為替手数料

| | | |
|-----------|--------------------------------|--------|
| 代金取扱手数料 | 当組合宛(自店・本支店) | 無料 |
| | 当組合以外の金融機関宛 | 660円 |
| | 当組合以外の金融機関宛の額別取扱 ^{※1} | 1,100円 |
| その他手数料 | 不渡手形返却料 | 1,100円 |
| | 取扱手形組戻料 | 1,100円 |
| | 取扱手形店頭呈示料 | 1,100円 |
| 送金・振込の組戻料 | | 1,100円 |

※1 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要なもの

3 当座関連手数料

| | | |
|----------|--------------|--------|
| 小切手帳 | 1冊につき(5枚綴り) | 660円 |
| 約款手形帳 | 1冊につき(2枚綴り) | 440円 |
| 署名登録簿 | | 5,500円 |
| 署名登録変更 | | 2,200円 |
| マル専口座開設 | 割賦販売通知書1通につき | 3,300円 |
| マル専手形用紙 | 1枚につき | 550円 |
| 自己宛小切手発行 | 1枚につき | 550円 |

4 各種サービス手数料(月間口座維持管理基本手数料)

| | | |
|-------------------------------|---------------|--------|
| 法人インターネットバンキング ファーム・キャッシング | 総合振込・振込・振替・照会 | 2,200円 |
| | 振込・振替・照会 | 1,100円 |
| 個人インターネットバンキング | 振込・振替・照会 | 220円 |
| | 照会 | 無料 |

5 融資関連手数料

| | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|----------------|----------------------|
| 不動産担保 事務手数料 | 新規担保設定 | 設定額2,000万円以下 | 33,000円 |
| | 1件につき | 設定額2,000万円超 | 55,000円 |
| | | 住宅ローン | 33,000円 |
| | 追加担保設定 | 1回につき(住宅ローン除く) | 33,000円 |
| | 額度額変更 | 1回につき | 11,000円 |
| | 根据当権の抹消 | 1回につき | 11,000円 |
| | 担保物件の一部抹消 | 1回につき | 11,000円 |
| | 債務者変更 | 1回につき | 11,000円 |
| 動産担保 事務手数料 | 新規担保設定 | 55,000円 | |
| | 担保抹消 | 11,000円 | |
| | | 11,000円 | |
| 証券貸付 線・上級 手数料 ^{※1} | 全部 | 100万円未満 | 11,000円 |
| | 線 | 100万円以上 | 300万円未満 22,000円 |
| | 上級 | 300万円以上 | 1,000万円未満 33,000円 |
| | 償還 | 1,000万円以上 | 2,000万円未満 44,000円 |
| | | 2,000万円以上 | 55,000円 |
| | 一部 | 線 | 全部線・上級に同じ |
| | 融資条件変更手数料 | | 11,000円 |
| | 固定選択型住宅ローン更新時・固定金利再選択手数料 | | 5,500円 |
| | 保証書発行手数料(支払承諾保証書) | | 1,100円 |

※1 証券貸付線上償還手数料は、融資実行日から4ヶ月以内の線上償還または、当初借入金額が40万円以下は無料とします。

新規与信による線上返済部分の償還手数料は無料とします。

(注)代理貸付・保証付貸付については各保証会社等の定めによります。

(注)同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

6 ATM利用手数料

①引出の場合

| 利 用 時 間 | 当組合カード | 無料引出提携カード ^{※1} | 他金融機関カード |
|-------------------|---------------|-------------------------|----------|
| 平 日 | 7:00 ~ 8:00 | 110円 | — |
| | 8:00 ~ 18:00 | 無 料 | 110円 |
| | 18:00 ~ 21:00 | 110円 | 220円 |
| 土曜日 日曜日 祝 日 | 7:00 ~ 8:00 | 110円 | 220円 |
| | 8:00 ~ 21:00 | 110円 | 220円 |
| | | 110円 | 220円 |

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。

※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

(注)キャッシング提携カードのサービス時間・ご利用手数料はカード会社により異なります。

②預入れの場合

| 利 用 時 間 | 当組合カード | 相互入金提携カード ^{※1} |
|-------------------|---------------|-------------------------|
| 平 日 | 7:00 ~ 8:00 | 無 料 |
| | 8:00 ~ 18:00 | 無 料 |
| | 18:00 ~ 21:00 | 220円 |
| 土曜日 日曜日 祝 日 | 7:00 ~ 8:00 | — |
| | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| | | 220円 |

※1 第2地方銀行、信用金庫、他信用組合、労働金庫のキャッシュカードをいいます。

(一部ご利用いただけない金融機関があります。)

※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

(注)キャッシング提携カードのサービス時間・ご利用手数料はカード会社により異なります。

③振込の場合

| 利 用 時 間 | 当組合カード | 無料振込提携カード ^{※1} | 他金融機関カード | 現金扱い |
|-------------------|---------------|-------------------------|----------|------|
| 平 日 | 7:00 ~ 8:00 | 110円 | 110円 | 220円 |
| | 8:00 ~ 18:00 | 無 料 | 110円 | 無 料 |
| | 18:00 ~ 21:00 | 110円 | 220円 | 110円 |
| 土曜日 日曜日 祝 日 | 7:00 ~ 21:00 | 110円 | 220円 | 110円 |
| | | 110円 | 220円 | 110円 |
| | | 110円 | 220円 | 110円 |

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。

(注)振込の場合は、上記ATM利用手数料の他に振込手数料が必要となります。

7 貸金庫・夜間金庫利用手数料

| 種 類 | 契 約 料 | 年間使用料 |
|----------|---------------------|---------|
| 貸金庫使用料 | 小(高さ 10cm未満) 無 料 | 6,600円 |
| 自動貸金庫使用料 | 中(高さ 10cm未満) 無 料 | 9,900円 |
| 夜間金庫使用料 | 大(高さ 14cm未満) 無 料 | 15,840円 |

(注)各取扱手数料は、各取扱機関の定めによります。

8 証明書発行手数料

| 窓口発行 |
|-----------------|
| 残高証明書 |
| 監査法人の指定用紙による証明書 |
| 任意の用紙による証明書 |
| 融資証明書(事業・ローン用) |
| 融資証明書(農地転用許可用) |
| 住宅取得控除証明書 |

財務諸表

貸借対照表

| 科目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|-------------|---------------|---------------|
| 【資産の部】 | | |
| 現金 | 1,663,207 | 1,472,394 |
| 預け金 | 60,412,645 | 53,158,427 |
| 有価証券 | 157,749,042 | 159,182,022 |
| 国債 | 16,901,871 | 16,831,375 |
| 地方債 | 29,011,246 | 28,769,060 |
| 社債 | 30,030,387 | 30,093,569 |
| 株式 | 3,346,039 | 3,673,048 |
| その他の証券 | 78,459,497 | 79,814,969 |
| 貸出金 | 118,682,468 | 116,597,071 |
| 割引手形 | 81,431 | 154,862 |
| 手形貸付 | 2,605,716 | 3,024,429 |
| 証書貸付 | 106,799,878 | 104,722,376 |
| 当座貸越 | 9,195,441 | 8,695,403 |
| その他資産 | 2,219,021 | 2,014,152 |
| 未決済為替貸 | 11,662 | 11,377 |
| 全信組連出資金 | 1,378,700 | 1,378,700 |
| 前払費用 | — | — |
| 未収収益 | 532,537 | 553,756 |
| 金融派生商品 | 85,131 | — |
| その他の資産 | 210,990 | 70,318 |
| 有形固定資産 | 4,708,426 | 4,597,859 |
| 建物 | 1,770,771 | 1,691,131 |
| 土地 | 2,688,884 | 2,688,884 |
| リース資産 | 9,229 | 5,541 |
| 建設仮勘定 | 13,020 | 13,020 |
| その他の有形固定資産 | 226,520 | 199,281 |
| 無形固定資産 | 52,842 | 57,166 |
| ソフトウェア | 41,251 | 46,223 |
| その他の無形固定資産 | 11,591 | 10,943 |
| 繰延税金資産 | — | 139,741 |
| 債務保証見返 | 254,503 | 100,748 |
| 貸倒引当金 | △ 2,902,012 | △ 2,609,918 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 1,827,849) | (△ 1,591,223) |
| 資産の部合計 | 342,840,144 | 334,709,666 |

| 科目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|--------------|--------------|--------------|
| 【負債の部】 | | |
| 預金積金 | 291,809,523 | 303,871,608 |
| 当座預金 | 4,129,254 | 3,478,118 |
| 普通預金 | 74,514,169 | 79,762,288 |
| 通知預金 | 580,127 | 1,938,465 |
| 定期預金 | 204,589,075 | 211,055,270 |
| 定期積金 | 7,177,900 | 6,873,638 |
| その他の預金 | 818,996 | 763,827 |
| 借用金 | 20,300,000 | 2,500,000 |
| 借入金 | 20,300,000 | 2,500,000 |
| その他負債 | 535,225 | 860,317 |
| 未決済為替借 | 29,465 | 28,643 |
| 未払費用 | 238,625 | 249,460 |
| 給付補償備金 | 5,325 | 3,129 |
| 未払法人税等 | 10,311 | 156,197 |
| 前受収益 | 21,824 | 22,940 |
| 払戻未済金 | 17,850 | 3,911 |
| 職員預り金 | 95,995 | 95,225 |
| 金融派生商品 | — | 167,987 |
| リース債務 | 9,229 | 5,541 |
| 資産除去債務 | 19,775 | 20,028 |
| その他の負債 | 86,821 | 107,251 |
| 賞与引当金 | 45,359 | 45,615 |
| 役員賞与引当金 | 35,000 | 36,000 |
| 退職給付引当金 | 7,185 | 4,831 |
| 役員退職慰労引当金 | 127,672 | 145,284 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 7,790 | 7,115 |
| 偶発損失引当金 | 14,505 | 20,088 |
| 繰延税金負債 | 794,639 | — |
| 債務保証 | 254,503 | 100,748 |
| 負債の部合計 | 313,931,404 | 307,591,609 |
| 【純資産の部】 | | |
| 出資金 | 285,254 | 283,506 |
| 普通出資金 | 285,254 | 283,506 |
| 利益剰余金 | 25,816,907 | 26,820,312 |
| 利益準備金 | 318,810 | 318,810 |
| その他利益剰余金 | 25,498,097 | 26,501,502 |
| 特別積立金 | 24,516,000 | 25,467,000 |
| (経営基盤強化積立金) | (2,300,000) | (2,300,000) |
| 当期末処分剩余金 | 982,097 | 1,034,502 |
| 組合員勘定合計 | 26,102,162 | 27,103,818 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,806,577 | 14,238 |
| 評価・換算差額等合計 | 2,806,577 | 14,238 |
| 純資産の部合計 | 28,908,739 | 27,118,056 |
| 負債及び純資産の部合計 | 342,840,144 | 334,709,666 |

| 科目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|--------------|--------------|--------------|
| 【損益計算書】 | | |
| 経常収益 | 4,651,197 | 4,995,891 |
| 資金運用収益 | 4,147,011 | 4,158,008 |
| 貸出金利息 | 1,681,047 | 1,671,896 |
| 預け金利息 | 84,670 | 93,666 |
| 有価証券利息配当金 | 2,330,635 | 2,337,090 |
| その他の受入利息 | 50,657 | 55,354 |
| 役務取引等収益 | 243,231 | 241,201 |
| 受入為替手数料 | 71,034 | 67,028 |
| その他の役務収益 | 172,196 | 174,173 |
| その他業務収益 | 138,325 | 107,209 |
| 外国為替売買益 | — | 10,375 |
| 国債等債券売却益 | 103,578 | 60,891 |
| 国債等債券償還益 | 14,243 | — |
| その他の業務収益 | 20,503 | 35,942 |
| その他経常収益 | 122,628 | 489,472 |
| 貸倒引当金戻入益 | — | 35,084 |
| 償却債権取立益 | — | — |
| 株式等売却益 | 45,864 | 13,162 |
| その他の経常収益 | 76,764 | 441,226 |
| 経常費用 | 3,291,852 | 3,610,907 |
| 資金調達費用 | 209,251 | 209,701 |
| 預金利息 | 205,721 | 206,281 |
| 給付補償備金繰入額 | 2,699 | 2,219 |
| 借用金利息 | 129 | 465 |
| その他の支払利息 | 700 | 734 |
| 役務取引等費用 | 329,157 | 323,812 |
| 支払為替手数料 | 24,247 | 17,961 |
| その他の役務費用 | 304,909 | 305,850 |
| その他業務費用 | 183,113 | 627,451 |
| 外国為替売買損 | 2,608 | — |
| 国債等債券売却損 | 102,584 | 187,140 |
| 国債等債券償還損 | 22,660 | 60,756 |
| 国債等債券償却 | — | — |
| 金融派生商品費用 | 55,153 | 379,393 |
| その他の業務費用 | 107 | 161 |
| 経費 | 2,401,736 | 2,421,649 |
| 人件費 | 1,287,915 | 1,306,831 |
| 物件費 | 1,004,638 | 1,005,198 |
| 税金 | 109,183 | 109,620 |
| その他経常費用 | 168,592 | 28,292 |
| 貸倒引当金繰入額 | 123,694 | — |
| 貸出金償却 | — | — |
| 株式等売却損 | — | — |
| 株式等償却 | 11,659 | — |
| その他資産償却 | 399 | 2,078 |
| その他の経常費用 | 32,837 | 26,214 |
| 経常利益 | 1,359,345 | 1,384,984 |
| 特別利益 | 672 | — |
| 固定資産処分益 | 672 | — |
| その他の特別利益 | — | — |
| 特別損失 | 539 | 206 |
| 固定資産処分損 | 539 | 206 |
| 減損損失 | — | — |
| その他の特別損失 | — | — |
| 税引前当期純利益 | 1,359,479 | 1,384,778 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 29,995 | 259,520 |
| 法人税等調整額 | 367,199 | 110,491 |
| 法人税等合計 | 397,194 | 370,011 |
| 当期純利益 | 962,284 | 1,014,766 |
| 繰越金(当期首残高) | 19,813 | 19,735 |
| 当期末処分剩余金 | 982,097 | 1,034,502 |

| 科目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|--------------|--------------|---------------|
| 当期末処分剩余金 | 982,097,717 | 1,034,502,020 |
| 計 | 982,097,717 | 1,034,502,020 |
| 剩余金処分額 | 962,361,931 | 1,011,291,651 |
| 出資に対する配当金 | 11,361,931 | 11,291,651 |
| 特別積立金 | 951,000,000 | 1,000,000,000 |
| 次期繰越金(当期末残高) | 19,735,786 | 23,210,369 |

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剩余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY 新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月19日
飛騨信用組合
理事長 大原誠

損益計算書に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 3百万円
- 子会社等との取引による費用総額 0百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 1,772円 35銭

貸借対照表に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を外国為替売買損益として処理しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号『銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針』」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）の協力の下にリスク統括部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企业年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
年金資産の額 225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 221,592百万円
差引額 3,843百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日 1.088%
- (3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円である。
本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理している。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 2,609百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。

- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、新型コロナウイルス感染症及びウクライナを巡る現下の国際情勢に係る影響等を背景とした個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日以下。「時価算定期会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等への影響はありません。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、与信管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し、運営しております。
 - これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて審議・報告を行っております。
 - 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - リスクの管理

当組合は、市場リスク管理規程及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの量的測定を始め、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクにかかるモニタリングを行い、リスク計測手法の高度化と市場環境の変化を捉えた適切なリスクコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。
 - これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

| | (単位：百万円) | | |
|--------------|----------|---------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| (1) 預け金（※1） | 53,158 | 53,150 | △ 8 |
| (2) 有価証券 | | | |
| その他有価証券（※2） | 158,681 | 158,681 | — |
| (3) 貸出金（※1） | 116,597 | | |
| 貸倒引当金（※2） | △ 2,609 | | |
| | 113,987 | 117,116 | 3,129 |
| 金融資産計 | 325,826 | 328,947 | 3,121 |
| (1) 預金積金（※1） | 303,871 | 303,705 | △ 166 |
| (2) 借用金（※1） | 2,500 | 2,500 | — |
| 金融負債計 | 306,371 | 306,205 | △ 166 |

デリバティブ取引（※3）

| | | | |
|------------------|-------|-------|---|
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (167) | (167) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | — | — | — |
| デリバティブ取引（※3） | (167) | (167) | — |

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定期に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしてあります。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、19.から22.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。定期性預金の時価は、一定の金額帶および期間帶ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2)借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主として通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

19. 有価証券の時価・評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券で時価のあるものについては、P8に記載しております。

20. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当事業年度中に売却した他の有価証券については、P8に記載しております。

22. その他の有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額については、P8に記載しております。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外貨為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外貨為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は154百万円であります。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、39,304百万円であります。このうち座貸越契約が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが39,304百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額 3,761百万円
27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 104百万円

28. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 209百万円

29. 子会社等の株式又は出資金の総額 66百万円
30. 子会社等に対する金銭債務総額 18百万円

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| 繰延税金資産 | 596 |
|---------------------|-------|
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 78 |
| 有価証券償却超過額 | 16 |
| 損金算入事業税 | 22 |
| 減価償却超過額 | 39 |
| 役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額 | 12 |
| 賞与引当金損金算入限度額超過額 | 11 |
| 貯蔵品損金不算入額 | 102 |
| その他 | 879 |
| 繰延税金資産小計 | △ 247 |
| 評価差額引当額 | 632 |
| 繰延税金資産合計 | 492 |
| 繰延税金負債 | 139 |

32. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 14,500百万円
有価証券 28百万円

担保

■ 主要項目の5年間の指標 / 損益

| 項目 | 第65期 平成31年3月期 | 第66期 令和2年3月期 | 第67期 令和3年3月期 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 経常収益 | 4,563 | 4,570 | 4,501 | 4,651 | 4,995 |
| 経常費用 | 3,786 | 3,984 | 3,796 | 3,291 | 3,610 |
| 経常利益 | 777 | 585 | 704 | 1,359 | 1,384 |
| 当期純利益 | 565 | 418 | 490 | 962 | 1,014 |

■ 主要項目の5年間の指標 / 主要勘定

| 項目 | 第65期 平成31年3月期 | 第66期 令和2年3月期 | 第67期 令和3年3月期 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 預金積金残高 | 257,045 | 258,871 | 280,069 | 291,809 | 303,871 |
| 貸出金残高 | 115,074 | 117,226 | 120,680 | 118,682 | 116,597 |
| 有価証券残高 | 145,827 | 145,298 | 154,783 | 157,749 | 159,182 |
| 総資産額 | 339,671 | 330,851 | 338,982 | 342,840 | 334,709 |
| 純資産額 | 27,791 | 26,058 | 29,474 | 28,908 | 27,118 |
| 単体自己資本比率 | 15.80 % | 15.28 % | 15.82 % | 17.16 % | 18.10 % |

(注)「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示 第22号により算出しております。

■ 主要項目の5年間の指標 / 出資金

| 項目 | 第65期 平成31年3月期 | 第66期 令和2年3月期 | 第67期 令和3年3月期 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 出資金 | 304 | 303 | 300 | 285 | 283 |
| 出資総口数 | 608,136 口 | 607,224 口 | 601,657 口 | 570,509 口 | 567,012 口 |
| 出資配当率 | 4.0 % | 4.0 % | 4.0 % | 4.0 % | 4.0 % |
| 出資配当金 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 |

■ 職員数

| 項目 | 第65期 平成31年3月期 | 第66期 令和2年3月期 | 第67期 令和3年3月期 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 職員数 | 168 人 | 169 人 | 170 人 | 159 人 | 155 人 |

■ 業務粗利益及び業務純益等

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|----------------------|-----------------------|--------------|
| 資金運用収支 | (A) = (B) - (C) | 3,937 |
| 資金運用収益 | (B) | 4,147 |
| 資金調達費用 | (C) | 209 |
| 役務取引等収支 | (D) = (E) - (F) | △ 85 |
| 役務取引等収益 | (E) | 243 |
| 役務取引等費用 | (F) | 329 |
| その他業務収支 | (G) = (H) - (I) | △ 44 |
| その他業務収益 | (H) | 138 |
| その他業務費用 | (I) | 183 |
| 業務粗利益 | (J) = (A) + (D) + (G) | 3,807 |
| 業務粗利益率 | | 1.14% |
| 業務純益 | | 1,487 |
| 実質業務純益 | | 1,460 |
| コア業務純益 | | 1,467 |
| コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) | | 1,467 |
| | | 1,164 |

(注)1. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | | 第69期 令和5年3月期 | | |
|--------|--------------|-------|--------|--------------|-------|--------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り(%) | 平均残高 | 利息 | 利回り(%) |
| 資金運用勘定 | 333,933 | 4,147 | 1.24 | 332,932 | 4,158 | 1.24 |
| うち貸出金 | 119,693 | 1,681 | 1.40 | 117,460 | 1,671 | 1.42 |
| うち預け金 | 61,877 | 84 | 0.13 | 57,692 | 93 | 0.16 |
| うち有価証券 | 150,982 | 2,330 | 1.54 | 156,399 | 2,337 | 1.49 |
| 資金調達勘定 | 312,683 | 209 | 0.06 | 311,774 | 209 | 0.06 |
| うち預金積金 | 289,035 | 208 | 0.07 | 299,861 | 208 | 0.06 |
| うち借用金 | 23,547 | 0 | 0.00 | 11,810 | 0 | 0.00 |

■ 受取利息・支払利息の増減

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|---------|--------------|--------------|
| 受取利息の増減 | 186 | 10 |
| 支払利息の増減 | △ 23 | 0 |

■ 総資金利鞘

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|---------|--------------|--------------|
| 資金運用利回り | 1.24 | 1.24 |
| 資金調達原価率 | 0.81 | 0.82 |
| 総資金利鞘 | 0.42 | 0.42 |

■ 総資産利率

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|-----------|--------------|--------------|
| 総資産経常利益率 | 0.40 | 0.41 |
| 総資産当期純利益率 | 0.28 | 0.30 |

(注)総資産経常利益率=(経常利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高)×100
総資産当期純利益率=(当期純利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高)×100

■ 預金・積金に関する指標 (平均残高)

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|-------------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 平均残高 | 構成比(%) | 平均残高 | 構成比(%) |
| 流動性預金 | 80,470 | 27.8 | 83,249 | 27.8 |
| うち有利息預金 | 70,461 | 24.3 | 74,143 | 24.7 |
| 定期性預金 | 208,565 | 72.2 | 216,611 | 72.2 |
| うち定期預金 | 201,309 | 69.7 | 209,613 | 69.9 |
| うち定期積金 | 7,255 | 2.5 | 6,997 | 2.3 |
| 譲渡性預金その他の預金 | — | — | — | — |
| 合計 | 289,035 | 100.0 | 299,861 | 100.0 |

■ 定期預金に関する指標 (定期預金残高の内訳)

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 固定金利 | 204,582 | 99.9 | 211,049 | 99.9 |
| 変動金利 | 6 | 0.1 | 6 | 0.1 |
| 定期預金合計 | 204,589 | 100.0 | 211,0 | |

有価証券の時価、評価差額等に関する事項

使途別の貸出金残高

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 設備資金 | 68,424 | 57.7 | 67,892 | 58.2 |
| 運転資金 | 50,258 | 42.3 | 48,704 | 41.8 |
| 合計 | 118,682 | 100.0 | 116,597 | 100.0 |

貸出金業種別内訳

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|-----------------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 製造業 | 5,945 | 5.0 | 5,995 | 5.1 |
| 農業、林業 | 1,292 | 1.1 | 1,460 | 1.3 |
| 漁業 | 39 | 0.0 | 40 | 0.0 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — |
| 建設業 | 9,159 | 7.7 | 8,694 | 7.5 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 1,484 | 1.3 | 1,408 | 1.2 |
| 情報通信業 | 499 | 0.4 | 426 | 0.4 |
| 運輸業、郵便業 | 2,283 | 1.9 | 2,240 | 1.9 |
| 卸売業、小売業 | 10,412 | 8.8 | 9,952 | 8.5 |
| 金融業、保険業 | 600 | 0.5 | 600 | 0.5 |
| 不動産業 | 10,479 | 8.8 | 10,979 | 9.4 |
| 物品販賣業 | 168 | 0.1 | 186 | 0.2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 276 | 0.2 | 254 | 0.2 |
| 宿泊業 | 1,839 | 1.6 | 1,625 | 1.4 |
| 飲食業 | 1,761 | 1.5 | 1,761 | 1.5 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,496 | 1.3 | 1,526 | 1.3 |
| 教育、学習支援業 | 42 | 0.0 | 42 | 0.0 |
| 医療、福祉 | 535 | 0.5 | 661 | 0.6 |
| その他のサービス | 6,216 | 5.2 | 6,448 | 5.5 |
| その他の産業 | 1,649 | 1.4 | 1,803 | 1.6 |
| 小計 | 56,183 | 47.3 | 56,108 | 48.1 |
| 国・地方公共団体等 | 8,384 | 7.1 | 7,245 | 6.2 |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 54,115 | 45.6 | 53,242 | 45.7 |
| 合計 | 118,682 | 100.0 | 116,597 | 100.0 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率・預証率

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 期末 | 構成比(%) | 期末 | 構成比(%) |
| 預貸率 | 40.67 | 38.37 | 41.41 | 39.17 |
| 期中平均 | | | | |
| 預証率 | 54.05 | 52.38 | 52.23 | 52.15 |
| 期中平均 | | | | |

有価証券の種類別平均残高

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|--------|--------------|----------|--------------|---------|
| | 国債 | 構成比(%) | 国債 | 構成比(%) |
| 国債 | 15,728 | 17,088 | 27,927 | 29,073 |
| 地方債 | — | — | — | — |
| 短期社債 | 28,694 | 30,352 | 2,455 | 2,541 |
| 株式 | 76,177 | 77,343 | 59,983 | 62,057 |
| その他の証券 | (50,180) | (52,633) | (うち円貨債) | |
| その他 | 16,193 | 15,285 | 合計 | 150,982 |
| | | | | 156,399 |

(注) 当組合は商品有価証券を保有しておりません。

その他有価証券で時価のあるもの

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|------|--------------|---------|--------------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 |
| 株式 | 2,577 | 1,608 | 969 | 3,028 |
| 債券 | 47,992 | 47,295 | 697 | 29,159 |
| 国債 | 11,008 | 10,868 | 140 | 6,514 |
| 地方債 | 17,993 | 17,629 | 363 | 12,082 |
| 短期社債 | — | — | — | — |
| 社債 | 18,990 | 18,797 | 193 | 10,563 |
| その他 | 57,656 | 52,259 | 5,397 | 45,636 |
| 小計 | 108,227 | 101,163 | 7,063 | 77,824 |
| 株式 | 669 | 804 | △ 134 | 545 |
| 債券 | 27,950 | 28,331 | △ 380 | 46,534 |
| 国債 | 5,893 | 6,000 | △ 107 | 10,317 |
| 地方債 | 11,017 | 11,190 | △ 172 | 16,686 |
| 短期社債 | — | — | — | — |
| 社債 | 11,039 | 11,140 | △ 100 | 19,530 |
| その他 | 19,947 | 21,397 | △ 1,450 | 33,776 |
| 小計 | 48,567 | 50,533 | △ 1,966 | 80,856 |
| 合計 | 156,795 | 151,697 | 5,097 | 158,681 |
| | | | | 156,872 |
| | | | | 1,808 |

(注) 1. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

当期中に売却したその他有価証券

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 売却価額 | 売却益 | 売却損 | 売却価額 |
| その他有価証券 | 2,300 | 149 | 102 | 1,360 |
| | | | | 74 |
| | | | | 187 |

市場価格のない株式等及び組合出資金

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | 第69期 令和5年3月期 | |
|------------|--------------|----------|--------------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人等株式 | 10 | | 10 | |
| 非上場株式 | | 88 | | 89 |
| 全信組連等出資金 | | 1,380 | | 1,380 |
| 組合出資金 | | 855 | | 401 |
| 合計 | | 2,334 | | 1,881 |

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連等出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 当該項目については、金融商品の時価情報に含まれておりません。

その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の種類別残存期間別残高

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | | | | | 第69期 令和5年3月期 | | | | |
|----|--------------|---------|----------|------|------|--------------|-------|--|--|--|
| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10 | | | |

開示債権の状況

当組合は、資産の健全性確保を最重要課題の1つとして取り組んでおりますが、令和5年3月期につきましても、厳正な自己査定を実施し、その査定結果に基づき適切な償却・引当を実施しました。

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づくリスク管理債権と「金融再生法」に基づく開示債権を以下の通り開示いたします。

不良債権は3,876百万円ありますが、このうち1,752百万円が担保や保証等でカバーされております。担保や保証等でカバーされていない部分(金額で2,124百万円)に対しても1,613百万円の貸倒引当金を計上しており、不良債権に対するカバー率は86.81%となっております。
さらに組合員勘定(株式会社の自己資本に相当する部分)27,103百万円からみても不良債権が経営に与える影響は僅かであり、経営の健全性を十分に確保しております。

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

| 区分 | | (単位:百万円、%) | | | | |
|-------------------|-------|------------|-----------|----------|--------------|--------------|
| | | 残高(A) | 担保・保証額(B) | 貸倒引当金(C) | 保全率(B+C)/(A) | 引当率(C)/(A-B) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 1,331 | 614 | 716 | 100.00 | 100.00 |
| | 令和4年度 | 1,363 | 718 | 645 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 令和3年度 | 2,302 | 902 | 1,111 | 87.48 | 79.40 |
| | 令和4年度 | 2,058 | 830 | 945 | 86.31 | 77.05 |
| 要管理債権 | 令和3年度 | 317 | 131 | 16 | 46.50 | 8.74 |
| | 令和4年度 | 454 | 203 | 21 | 49.51 | 8.74 |
| 三月以上延滞債権 | 令和3年度 | — | — | — | — | — |
| | 令和4年度 | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 令和3年度 | 317 | 131 | 16 | 46.50 | 8.74 |
| | 令和4年度 | 454 | 203 | 21 | 49.51 | 8.74 |
| 小計 | 令和3年度 | 3,951 | 1,649 | 1,844 | 88.40 | 80.10 |
| | 令和4年度 | 3,876 | 1,752 | 1,613 | 86.81 | 75.93 |
| 正常債権 | 令和3年度 | 115,049 | | | | |
| | 令和4年度 | 112,883 | | | | |
| 合計 | 令和3年度 | 119,000 | | | | |
| | 令和4年度 | 116,760 | | | | |

*百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸倒引当金の期末残高・期中増減額

| 項目 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|---------|-------|-------|-----|---------------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和4年3月期 | 1,101 | 1,074 | — | ※ 1,101 1,074 |
| | 令和5年3月期 | 1,074 | 1,018 | — | ※ 1,074 1,018 |
| 個別貸倒引当金 | 令和4年3月期 | 1,762 | 1,827 | 86 | ※ 1,676 1,827 |
| | 令和5年3月期 | 1,827 | 1,591 | 257 | ※ 1,569 1,591 |
| 合計 | 令和4年3月期 | 2,864 | 2,902 | 86 | ※ 2,778 2,902 |
| | 令和5年3月期 | 2,902 | 2,609 | 257 | ※ 2,644 2,609 |

*洗替えによる取り崩し

貸出金償却の額

| 項目 | 第68期 令和4年3月期 | 第69期 令和5年3月期 |
|-------|--------------|--------------|
| 貸出金償却 | — | — |

自己資本の充実の状況等について

自己資本比率

自己資本比率は、貸出金等の「資産（※リスク・アセット等）」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値であり、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

令和5年3月期の自己資本の額は28,069百万円、自己資本比率は18.10%と国内で業務を行う金融機関の基準4%を大きく上回り、「ひだしん」の財務体質が極めて高い水準にあることを示しています。

※「リスク・アセット等」とは資産(貸出金や有価証券等)に関する貸倒れの危険性の総量をいい、貸借対照表に記載された各資産に対して、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。「バーゼルⅢ」の導入に伴い、従来に比べてリスク・アセット算出の精緻化が図られました。

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの普通出資金による調達を始め、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実を図り、経営の健全性・安全性を保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、各年度毎の事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目(1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額 | 26,090 | 27,092 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 285 | 283 |
| うち、利益剰余金の額 | 25,816 | 26,820 |
| うち、外部流出予定額(△) | 11 | 11 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 1,074 | 1,018 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 1,074 | 1,018 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 27,164 | 28,111 |
| コア資本に係る調整項目(2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外)の額の合計額 | 38 | 41 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 38 | 41 |
| 縫延税金資産(一時差異に係るもの除外)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、縫延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、縫延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額(口) | 38 | 41 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)-(口)) (ハ) | 27,126 | 28,069 |
| リスク・アセット等(3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 150,771 | 147,554 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △467 | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポート | △467 | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 7,271 | 7,449 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ) | 158,042 | 155,003 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率(ハ)/(ニ) | 17.16% | 18.10% |

(注)自己資本算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

| 項目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 | 150,771 | 6,030 | 147,554 | 5,902 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 151,237 | 6,049 | 147,553 | 5,902 |
| (i) ソブリン向け | 3,523 | 140 | 3,417 | 136 |
| (ii) 金融機関向け | 19,249 | 769 | 18,164 | 726 |
| (iii) 法人等向け | 37,182 | 1,487 | 37,893 | 1,515 |
| (iv) 中小企業等・個人向け | 36,293 | 1,451 | 35,754 | 1,430 |
| (v) 抵当権付住宅ローン | 3,329 | 133 | 3,535 | 141 |
| (vi) 不動産取得等事業向け | 13,360 | 534 | 13,153 | 526 |
| (vii) 三月以上延滞等 | 648 | 25 | 637 | 25 |
| (viii) 出資等 | 8,934 | 357 | 8,390 | 335 |
| 出資等のエクスポージャー | 8,934 | 357 | 8,390 | 335 |
| 重要な出資のエクspoージャー | — | — | — | — |
| (ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー | 10,389 | 415 | 9,035 | 361 |
| (x) 信用協同組合連合会の対象普通出資金等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー | 1,378 | 55 | 1,378 | 55 |
| (xi) その他 | 16,947 | 677 | 16,191 | 647 |
| ②証券化エクspoージャー | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ルック・スルー方式 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 467 | △ 18 | — | — |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関連エクspoージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 口. オペレーション・リスク | 7,271 | 290 | 7,449 | 297 |
| 八. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 158,042 | 6,321 | 155,003 | 6,200 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定期日より3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクspoージャーです。具体的には、信用保証協会等による保証付エクspoージャーやオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額などが含まれます。

6. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 15\% \div 8\%$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段は次のとおりです。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安定性を充分保っております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクについて

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務状況の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、貸出資産の良質化のため、法令遵守はもとより「財務分析」「信用格付け」の活用、不動産価格の適正評価を行うとともに、営業店への本部指導などを実施しております。

さらに、信用リスク回避のため、特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図るとともに、定期的なポートフォリオ管理などにより信用リスクを認識する管理態勢を構築しています。

当組合では、信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

また、信用リスク・アセット額の算定にあたっては、各エクspoージャーに分類のうえ、それぞれに定められたリスク・ウェイトを乗じて算出する「標準的手法」を採用しております。

当該手法の採用にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する格付は以下の4つの適格格付機関を採用しております。

●株式会社 格付投資情報センター (R&I)

●株式会社 日本格付研究所 (JCR)

●ムーディーズ・インベスター・サービス・インク (Moody's)

●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

このような信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会への報告体制を整備しております。貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

4. 信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、資金使途、返済原資並びに財務内容など、さまざまな角度から融資の可否判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくななど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がございます。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合の定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として公的・民間保証等が該当します。

民間保証については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. オペレーション・リスクについて

オペレーション・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって組合が損失を被るリスクのことであり、不適切な事務処理、システムの停止や誤作動、災害発生など、組合経営に重大な影響を与えるリスクの総称です。

当組合では、それらのリスクを適切に管理するため「事務リスク管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、適切な管理態勢の整備並びにリスクの軽減に取り組んでおります。

「事務リスク」につきましては、正確な事務処理遂行のため、営業店指導を強化するとともに、各種研修を定期的に実施し、事務品質の向上に努めています。

また、事務ミス等を未然に防止するため、自店内検査や監査部による臨店監査等により相互牽制機能の強化を図っております。

「システムリスク」につきましては、災害等によりシステムが正常機能しなくなった場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機管理計画)」を作成し、業務への支障を最小限に抑える体制を構築しております。

これらのリスクに関しましては、リスク統括部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する体制を整備しております。

当組合では、オペレーション・リスク相当額の算出について、過去3年間の粗利益額の平均値に基づき算出する「基礎的手法」を採用しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」等に従い、適正処理を行っております。

6. 株式・出資金等について

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク・リミットの遵守状況やストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、定期的にALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社株式、その他出資金に関しては、「余資運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行い、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」等に従い、適正処理を行っております。

7. 金利リスクについて

○リスクの管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受けける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM委員会で協議・検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しております。

○金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提是金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e) 複数通貨の集計方法及びその前提

IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としております。

(f) スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

(h) 計測値の解説や重要性に関する説明

△EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。

B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量は3ページに記載しております。

8. 連結の範囲に関する事項等

当組合には子会社等として「ひだしんいノベーションパートナーズ株式会社」と「飛驒・高山さるばば結ファンド2号投資事業有限責任組合」があります。

飛驒信用組合グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しております。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておらず、運営組合は運営組合の自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。各種経営指標については飛驒信用組合単体のものをご参照ください。

9. 派生商品取引及び長期決済期間取引ならびに証券化取引について

いずれも該当ございません。

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

| 区分 | エクspoージャー | | 信用リスクエクspoージャー期末残高 | | 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引 | 債券 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞 エクspoージャー | (単位:百万円) | |
|-----------------|-----------|---------|--------------------|---------|---|---------|----------|---------------------|----------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | | | | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 国内 | 293,442 | 282,253 | 119,619 | 117,127 | 86,115 | 86,641 | — | — | 529 | 509 |
| 国外 | 53,019 | 59,557 | — | — | 53,019 | 59,557 | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 346,461 | 341,811 | 119,619 | 117,127 | 139,134 | 146,199 | — | — | 529 | 509 |
| 製造業 | 12,323 | 13,349 | 5,945 | 5,995 | 6,378 | 7,353 | — | — | 2 | 2 |
| 農業、林業 | 1,292 | 1,460 | 1,292 | 1,460 | — | — | — | — | 58 | 54 |
| 漁業 | 39 | 40 | 39 | 40 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 9,659 | 9,295 | 9,159 | 8,694 | 500 | 600 | — | — | 18 | 40 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 5,496 | 6,112 | 1,484 | 1,408 | 4,011 | 4,704 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 1,000 | 927 | 499 | 426 | 500 | 500 | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 3,590 | 3,544 | 2,283 | 2,240 | 1,306 | 1,304 | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 17,384 | 16,468 | 10,412 | 9,952 | 6,972 | 6,515 | — | — | 27 | 25 |
| 金融業、保険業 | 13,274 | 12,144 | 600 | 600 | 12,674 | 11,544 | — | — | — | — |
| 不動産業 | 17,975 | 18,072 | 10,479 | 10,979 | 7,495 | 7,092 | — | — | 31 | 30 |
| 物品販賣業 | 168 | 186 | 168 | 186 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 276 | 254 | 276 | 254 | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | 1,839 | 1,625 | 1,839 | 1,625 | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 1,861 | 1,961 | 1,761 | 1,761 | 100 | 200 | — | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,496 | 1,526 | 1,496 | 1,526 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 42 | 42 | 42 | 42 | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 535 | 661 | 535 | 661 | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | 6,416 | 6,748 | 6,216 | 6,448 | 200 | 300 | — | — | 0 | 0 |
| その他の産業 | 1,872 | 2,001 | 1,649 | 1,803 | 223 | 197 | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | 54,135 | 53,573 | 8,384 | 7,245 | 45,751 | 46,327 | — | — | — | — |
| 個人 | 54,115 | 53,242 | 54,115 | 53,242 | — | — | — | — | 390 | 356 |
| その他 | 141,663 | 138,572 | 936 | 530 | 53,019 | 59,557 | — | — | — | — |
| 業種別合計 | 346,461 | 341,811 | 119,619 | 117,127 | 139,134 | 146,199 | — | — | 529 | 509 |
| 1年以下 | 26,781 | 24,301 | 15,966 | 14,754 | 10,814 | 9,547 | — | — | — | — |
| 1年超3年以下 | 27,195 | 30,218 | 6,719 | 7,198 | 20,475 | 23,019 | — | — | — | — |
| 3年超5年以下 | 29,491 | 27,166 | 7,951 | 8,501 | 21,539 | 18,665 | — | — | — | — |
| 5年超7年以下 | 24,184 | 19,104 | 8,449 | 8,462 | 15,735 | 10,641 | — | — | — | — |
| 7年超10年以下 | 27,633 | 33,586 | 16,961 | 15,836 | 10,671 | 17,750 | — | — | — | — |
| 10年超 | 121,426 | 127,226 | 61,528 | 60,651 | 59,897 | 66,575 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 89,749 | 80,207 | 2,041 | 1,722 | — | — | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 346,461 | 341,811 | 119,619 | 117,127 | 139,134 | 146,199 | — | — | — | — |

(注)

1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、預け金、投資信託、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

| 区分 | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金償却 | | | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 製造業 | 48 | 2 | 48 | 48 | 48 | 2 | — | — |
| 農業、林業 | 124 | 127 | 146 | 124 | 124 | 127 | — | — |
| 漁業 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 55 | 49 | 66 | 55 | 55 | 49 | — | — |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 352 | 230 | 412 | 352 | 352 | 230 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 311 | 318 | 312 | 311 | 311 | 318 | — | — |
| 物品販賣業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | 438 | 322 | 323 | 438 | 438 | 322 | — | — |
| その他の産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 468 | 512 | 424 | 468 | 468 | 512 | — | — |
| 合計 | 1,827 | 1,591 | 1,762 | 1,827 | 1,827 | 1,591 | — | — |

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト区分 | エクspoージャーの額 | | | |
|----------------------|-------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |

| 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
|--------|--------|--------|--------|
|--------|--------|--------|--------|

出資等エクスポートに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 3,247 | 3,247 | 3,574 | 3,574 |
| 非上場株式等 | 7,044 | — | 6,867 | — |
| 合計 | 10,292 | 3,247 | 10,441 | 3,574 |

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で

認識されない評価損益の額

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | 834 | 1,073 |

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

金利リスクに関する事項

IRRBB：金利リスク

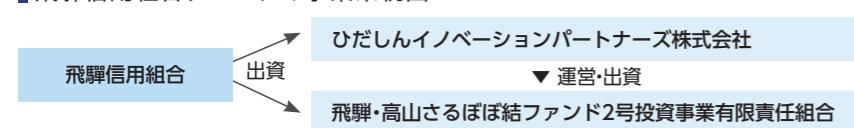
| 項目番号 | △EVE | | △NII | | (単位:百万円) |
|-------------|--------|--------|-------|-------|----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 1 上方パラレルシフト | 10,345 | 10,481 | 243 | 292 | |
| 2 下方パラレルシフト | — | — | 92 | 86 | |
| 3 スティープ化 | 8,210 | 8,337 | — | — | |
| 4 フラット化 | — | — | — | — | |
| 5 短期金利上昇 | — | — | — | — | |
| 6 短期金利低下 | — | — | — | — | |
| 7 最大値 | 10,345 | 10,481 | 243 | 292 | |
| 令和3年度 | | 令和4年度 | | | |
| 8 自己資本の額 | 27,126 | 28,069 | — | — | |

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

*△EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
*△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

当組合および子会社等の概況

飛騨信用組合グループの事業系統図



子会社等の概況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | (令和5年3月末現在) | |
|----------------------------|-------------------|--|------------|-------------------|-------------|
| | | | | 資本金又は出資金 (百万円) | 議決権 所有割合 |
| ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 | 岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1 | ・投資事業組合財産の運用及び管理 ・株式、社債又は持分その他の有価証券に対する投資業務 | 平成26年11月7日 | 10 | 100% |
| 飛騨・高山さるばば結ファンド2号投資事業有限責任組合 | 岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1 | ・地域活性化に資する投資業務 | 平成28年6月10日 | 164 | — |

連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社等のひだしんイノベーションパートナーズ株式会社及び飛騨・高山さるばば結ファンド2号投資事業有限責任組合を含めた連結自己資本比率は下記のとおりあります。

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目(1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額 | 26,095 | 27,096 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 285 | 283 |
| うち、利益剰余金の額 | 25,821 | 26,824 |
| うち、外部流出予定額(△) | 11 | 11 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | — | — |
| うち、為替換算調整勘定 | — | — |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 1,074 | 1,018 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 1,074 | 1,018 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 27,169 | 28,115 |
| コア資本に係る調整項目(2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額 | 38 | 41 |
| うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 38 | 41 |
| 緑延税金資産(一時差異に係るもの)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額 | — | — |

連結自己資本比率

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---------|---------|
| コア資本に係る調整項目の額(口) | 38 | 41 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ) | 27,131 | 28,073 |
| リスク・アセット等(3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 150,776 | 147,554 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △467 | — |
| うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの）を除く。 | — | — |
| うち、繰延税金資産 | — | — |
| うち、退職給付に係る資産 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポート | △467 | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 7,274 | 7,514 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額(二) | 158,051 | 155,069 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率((ハ)/(二)) | 17.16% | 18.10% |

信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く):連結

信用リスクに関するエクスポートおよび主な種類別の期末残高（連結）

【業種別および残存期間別】

影響が僅少であるため記載を省略します。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額（連結）

単体と同一です。

業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等（連結）

単体と同一です。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等（連結）

影響が僅少であるため記載を省略します。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート（連結）

単体と同一です。

証券化エクスポート・出資等エクスポートに関する事項:連結

証券化エクスポートに関する事項（連結）

該当はございません。

出資等エクスポートに関する事項（連結）

影響が僅少であるため記載を省略します。

※単体の各種指標につきましてはP15～17をご参照ください。